

# 婦人と年少者



16号

婦人少年協会

昭和二十六年八月五日発行 第八号





# 奄美大島のスナッパ



上右 車のあとおしをする婦人たち (名瀬市海岸通り)  
 下右 女工 20 人くらいの袖織工場 (大島本島)  
 下左 名瀬市のたきぎ売り

月刊誌

# 青少年問題

創刊号

青少年問題研究会編

— 待望裡に 発刊 —

青少年の問題をあらゆる角度からついた、新しい雑誌「青少年問題」が生まれました。青少年のあらゆる問題を解決する唯一の雑誌!! 世の父兄、指導者、研究者の必読書!! こそって御愛読を願います。

青少年問題時評……………	朝日新聞社 伊藤 昇
青少年の環境について……………	東京教育大 助教 伊坂行男
青少年代表者会議をみる……………	読売新聞社 渡辺智多雄
フィリップスの少年たち……………	日本ボーイ スカウト 三島通陽
夏季休暇の校外生活指導……………	東京家政大 学長 青木誠四郎
青少年者の不当雇用慣行について……………	労働省 石島康男
【不良文化財に関する座談会】	
長欠児童生活調査から……………	文 部 省
全国婦人少年室長会議から……………	勞 働 省
世論調査からみた青少年問題……………	国立世論調査所
覚せい剤取締り法一部改正について……………	厚 生 省
精神衛生法一部改正について……………	厚 生 省

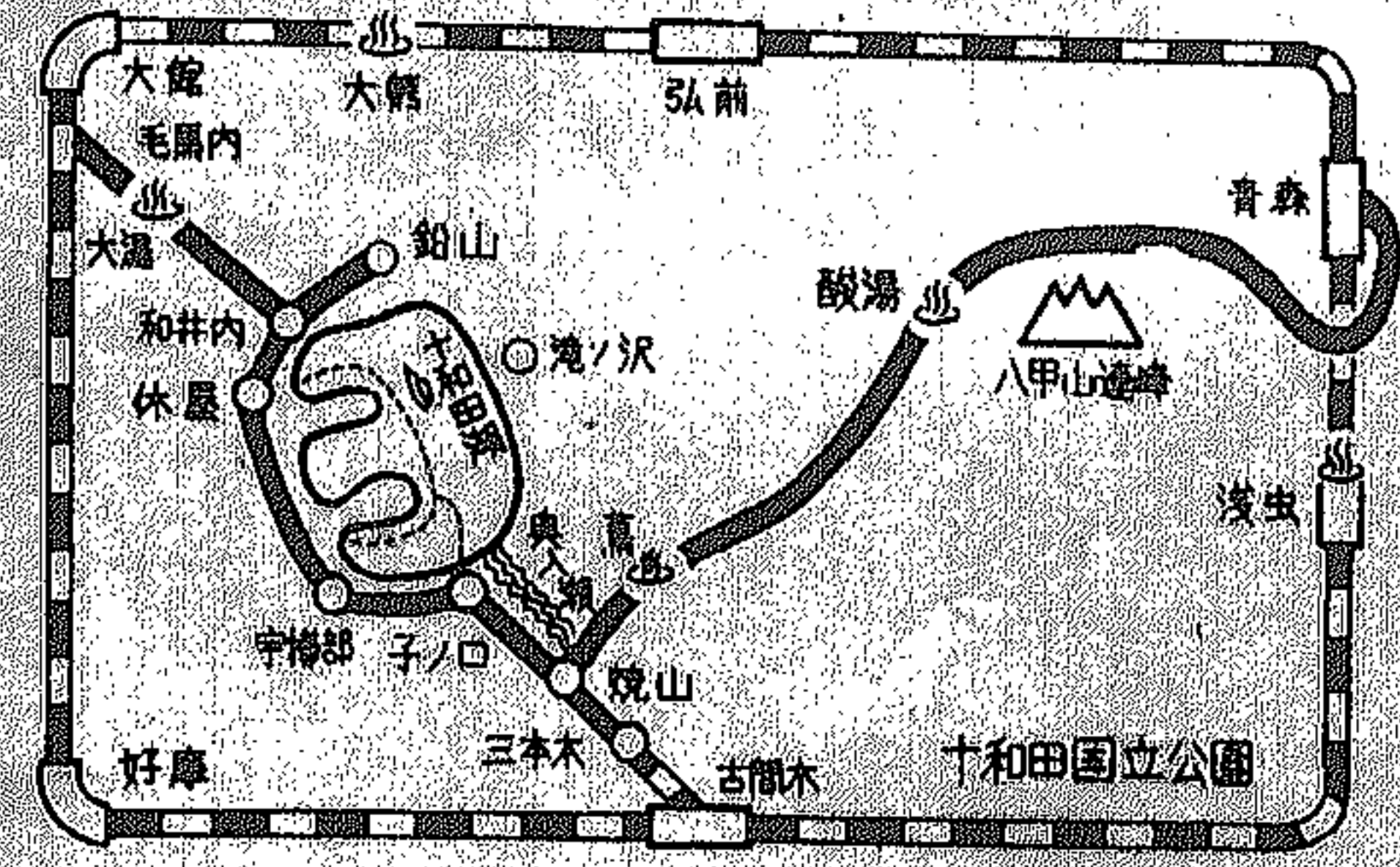
AS判 六四頁 定価 五〇円  
 編集 青少年問題研究会  
 中央青少年問題協議会内  
 発行所 全日本社会教育連合会出版部  
 東京都千代田区神田二の九  
 電話 九段 〇三 七九一九番

## 紅葉の十和田国立公園へ

十和田国立公園の秋の紅葉は最も美しく満山燃ゆると云っても過言ではありません。ぜひ一度御来遊下さい。

### 観光ルート

- 1 東北本線 A 青森—酸ヶ湯—萬一子ノ口 (遊覧船)—休屋
- B 古間木—三本木—子ノ口 (遊覧船)—休屋
- 2 奥羽本線 大館—毛馬内—大湯—休屋
- 3 花輪線 好摩—毛馬内—大湯—休屋



### 紅葉の最盛期

八甲田連峰	九月下旬
十和田湖	十月上旬
奥入瀬溪流	十月中旬
	十月下旬

### 宿泊基地

酸ヶ湯、萬一子、宇樽部、休屋

### 観光の御照会先

当協会、日本交通公社、各駅へ

青森県庁商工課内  
 社団法人 青森県観光協会





### 家族制度の復活

憲法は改正しないと吉田首相は言明する。しかし保安隊が生れ、軍備は着々と進み、秘密保護法や教育三法が生れ、警察法が改正されて、実質的に憲法は無視されてゆく。そして今又、民法の改正が論議され、家族制度の復活が企てられている。家族制度の復活も、こうした民衆の悲願を裏切つた独裁国家、警察国家への逆行の一連の出来事として意味をとらえねばならない。個人より家を重しとみ、人の価値を懸視する権威主義思想の復活こそ、民衆の精神を独裁国家に都合よく無力化する為に必要なのである。

論者はいうであろう。家族制度を復活しても過去のそれとは異ならず、個人の尊厳や男女の平等は認めると。しかし、縦の身分関係を基礎とする家族制度そのものが、個人の尊厳や平等とは両立し得ないのである。殊に家族制度のもとで、母や妻や娘の占める地位を考えると、そんなものともらしい論議に耳をかしてはならない。(久米愛)



### 婦人と年少者 十六号 目次

口絵 奄美大島のスナック 久米愛 1

巻頭言 家族制度の復活 立石芳枝 8

奄美大島に旅して 谷野せつ子 6

奄美大島の現状 鹿児島婦人少年堂 10

事業場における年少労働者教育の状況 労働省婦人少年局 14

労組婦人部長のいすから 安藤正子 17

大須派の婦人背負い子 山田野理夫 18

売春婦の声をきいて 花岡ふさ子 18

協助員のメモ 小林義一 10

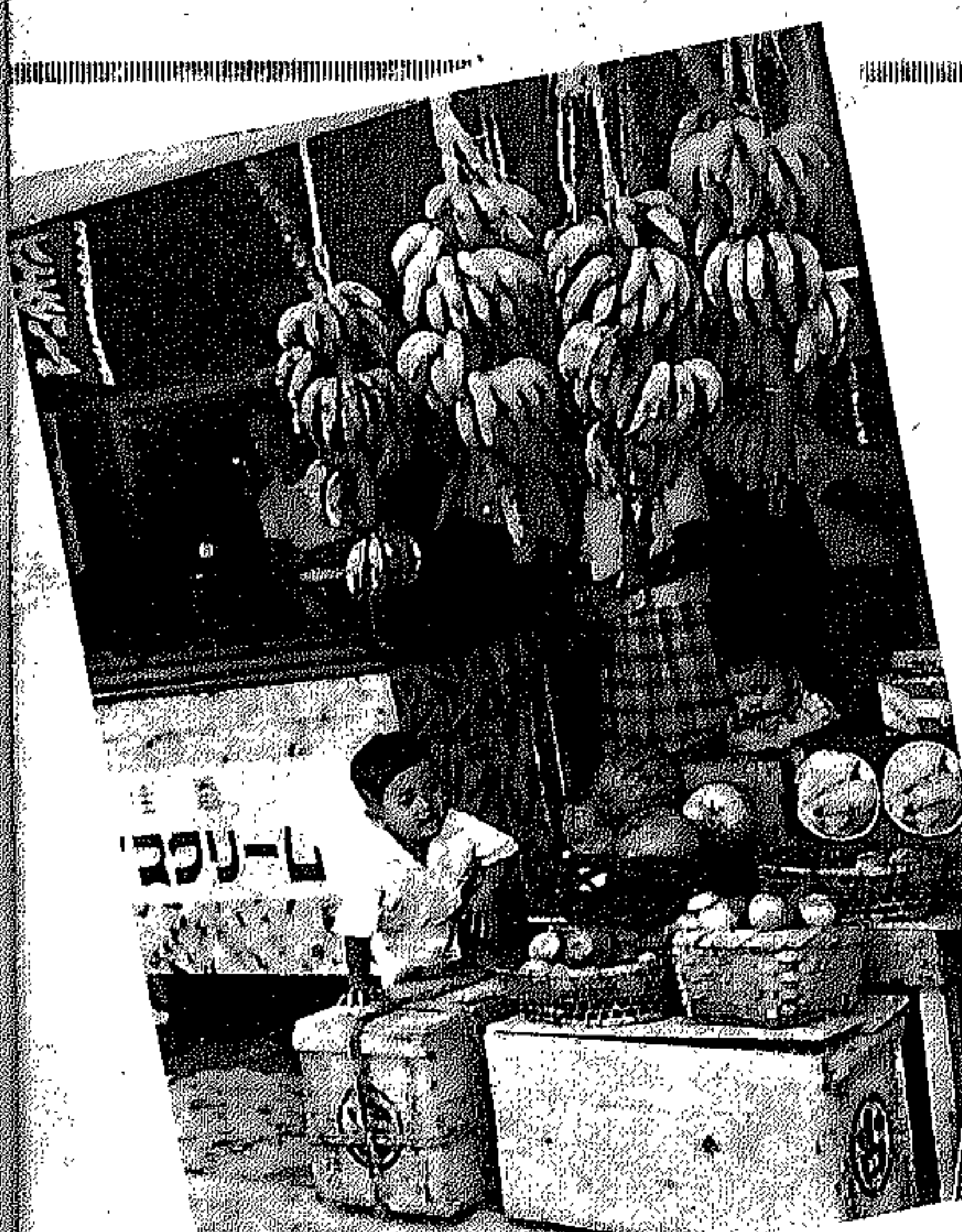
資料室

民法改正をめぐる動き 民法に対する関心 年少労働者の労働災害 銀行女子職員の声 婦人の技能者養成について 七月の婦人界の動き 労組婦人のページ 女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与 農村婦人の生活をたかめるための啓蒙活動について 協助力追加氏名 〇ごらんになりましたか 表紙の表紙

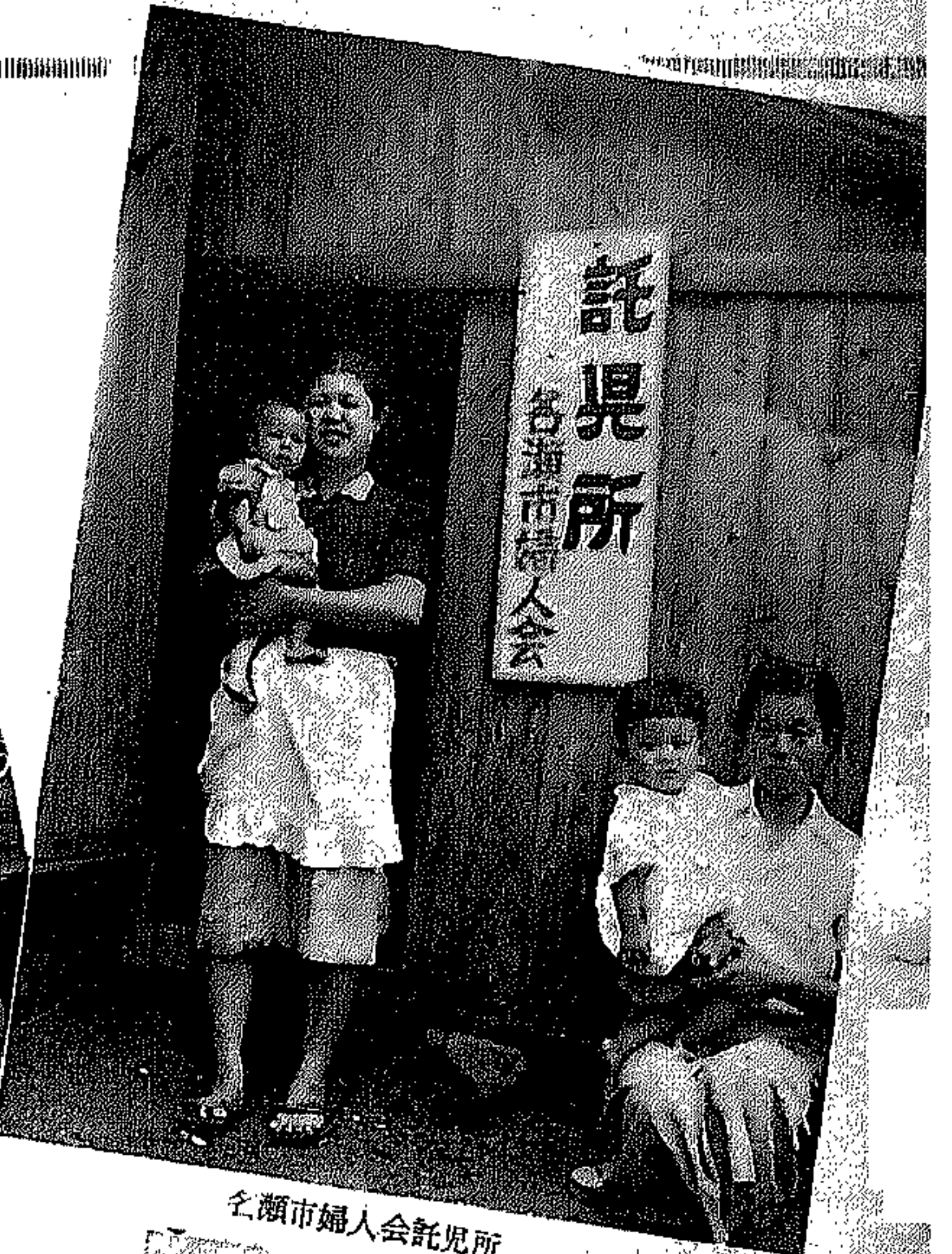
31 24 3 31 30 29 26 28 21

表紙…………… 藤山妙子 扉

倉石隆 塚谷政義



名瀬市海岸通りバナナ売り



名瀬市婦人会託児所



徳の島・天城村平戸野(へとの)小学校

子供を背負って耕作する平戸野の農婦

(谷野せつ子氏撮影)





# 女性解放と家族制度

立石芳枝

夏になると、女の人の髪かたちが一段と美しさを増すような気がします。美しい肩や腕があらわにされるだけでなく、衣服の生地なども割合に安く手に入り、仕立ても比較的簡単だからでしょう。しかし夏にかぎらず、戦後は目が立つにつれ、女性はおしなべて美しくなり、知性に磨きがかけてきてきました。しかもその美しさや知性からは、どうやら男性に奉仕するためだけのものではない何かが、感じとられます。それは、彼女自身の働きよさのためでもうた、彼女だけのひそやかな喜びや満足の実現であることが、きわめて多いようです。男性はしどやかさを要するのだから、彼女達は弾むような歩み方をします。男性は料理上手を好むのに、彼女達は料理でもとがれ、政治を知りたがる。男性は彼女達を、「奥さん族」として家の中に閉じこめたいがために、彼女達は外気を吸いたがり、出るべきだが、男性は家内奴隷をほしがり、奴

隷に食べさせ着飾らせることを喜ぶのに、彼女達は職業を持って自前で食べたがり、自前で着たり、自前で洗きたがる。彼女達は兵隊をつくりたがらない。兵隊にするための子供をうみたがらない。再軍備反対者には断然女性が多い。以上はすべて、戦後の女性解放の結果であることはたしかです。解放とは、こんなにも人間性を成長させるものなのです。さてこの女性解放の素地をつくつたのは、何といつても戦後の新憲法であり、さらには、それにもとづく新親族法、相続法および各種の労働関係法規その他が、あずかつて力のあることば否めません。これら諸法規は、それが実際に適用された範囲においては、現実の女性を解放することはもちろんですが、実際の適用を必要とする具体的事情の発生を見ない場合にも、常時、それがたゞ法律として存在しているという状態にたつて、人々の心の持ち方やもの考え方に、少なからぬ影響をおよぼすものなのです。そして有形無形に絶え間もなく、その女性解放

の趣旨は社会に反映され、苗床に春雨がしめとおるように、静かではあるが確実に、社会一般の意識に浸透してゆきます。女性解放の萌芽は萌えはじめました。つい数年前まで、つまり旧帝国憲法下および旧親族法・相続法下のいわゆる家族制度時代までは、軍国的男性社会の繁栄のかけに、見捨てられ踏みこまれていたものが、やつと縁の双葉をかざしはじめたのです。またここで、かつての日本女性は例外なく、家族制度の放射能にさらされた犠牲者でした。その封建性は女性から、人間らしい生き方をすることを奪っていたのです。しかし、七年前の昭和二十二年五月三日すなわち新憲法施行の日と同時に、悲劇の幕はおろされました。そして女性解放され、彼女達の頬は、おもむくに生氣をとりもどしつつありました。ところがそれがつかの間のこと、ふたたび不気味な開幕のベルの鳴りひびきさうな気配が、昨今とみに濃厚になつてきたのは、いつたし何としたことでしょう。

わが国における家族制度の歴史は非常に古く、旧法によるものだけでも、五十余年の長期にわたるものでした。それにくらべて女性解放の七年は、まだあまりにも日が浅いといえ、しかし自由な解放の空気のなかで、十五歳の少女が二十二歳の女に成熟し、二十二歳の花嫁が二十九歳の母夢に円熟した歳月というものは、そこに相当豊富な内容の盛りこみを想像するに足ると思ふのです。彼女達は生き生きとした若い感覚で、自由の尊さを味わつたはずであり、知ることの喜びをおぼえたはずで、知り、そして自主的に判断し処理することの誇らしさ。それこそまさに、人間らしい生き方というべきです。知らされないで強いられるだけの生き方に、ふたたび引きもとされることは、決してあつてはなりません。

## 一

こんにちではもはや、家族制度復活を唱える人達の間にも、家族制度は全部が全部よい制度であるから復活しよう、という議論は聞かれませんが、いくら何でもそういう議論は、こんにち相手にされない。だからそういう議論は、もしする人があつても、かえつて安全だといえます。危険なのは、家族制度にはなるほどわるい点もあるが、しかしよい点もあるのだから、わるい点は廃止したままにしておき、よい点だけを復活しよう、という議論です。この議論は、それだけ聞いたかぎりでは、なかなか合理性があり、したがつて説得力があります。しかしわれ

われは、そういう言葉の魔術、表現の魔術に、ひつかかつてはならないので、そのためには、家族制度というもののついで、冷静な無色の立ち場で、これを再吟味することが必要です。ところで、家族制度のよい点といわれるものの一つは、家族制度は、家族の者達がたがいに助け合ふという、美しい人情味ゆたかな制度だ、ということがあります。もちろんたがいに助け合つて暮らしている一族というものは少なくないでしょう。しかし問題は、その助け合ひが、本心から出た助け合ひであるかどうか、強い者が弱い者を強制して、無理じいにつくり出している表面だけの平和ではないのか、弱者の犠牲にあつて、例えば娘の涙や妻の忍従によつて、もたらされているものではないのか、という点にあると思ひます。また、助け合ひは常にかならず本心からのものである、と仮定しても、それでもなおやはり、わるい面が残ると注視しなければなりません。なまじつか一家一族たがいに助け合ふのが家族制度の美風である、とされるために、それを逆に利用して、家族制度社会においては政治は、各人の救済を、すべて一家一族におしつけてしまおうとするのです。国としてはなるべくやるまいとする。ほつておけば身寄りの者が何とかするだろう、例えば、戦争から夫が不具者になつて帰つてくれば、妻が封筒はりでもして食べさせてゆくだろう、父親が失業すれば、娘が身売りでもして食べさせるだろう、などということをお茶をにこ

をりとする。これは決して社会保障は進展しないし、福祉国家にはなりようがありません。たゞその一家心中を見送るばかりです。しかも政府は、自分の無策をこま化し庇うために、一家一族助け合ひの精神を鼓吹して、家族制度こそ立派な制度である、といつたがります。また一つ、家族制度の美点として、これもいふま述べたことと関連しますが、家族制度は親孝行の制度だ、ということがよくあげられます。家族制度のもとでは、息子は親を大切に、息子の妻までが大切にしてくれる。いや、息子の妻は、息子の親を大切にすべきである。嫁はしうとに仕えなくてはならない、というのが家族制度の倫理である。——とつたのです。これは、とりわけ息子の親にとつては非常に都合のよい倫理ですが、しかし娘の親にとつてはあまり都合よくありません。せつかく自分の娘だの、結婚させると、とたんにしうとにばかりかして、実の親である自分にはかしくかない。いや、この場合もやはり、家族制度の倫理によると、実の親である自分には、かしくかせるべからぬのです。そこでしかたがないから、娘はかない親は、娘がその夫と一精に夫の親にかしくかくが如くに自分にかしくかせるために、娘を嫁に出してひとの娘同然にしてしまふことをせざる、いわゆる婿とりをして、ひとの息子を自分の息子同然にする、という方法をもあつたりします。しかしこれらのややこしい、自然に反した人間の小細工が、うまくゆく道理はありません。そこで、およそ仲のわるいものの典型とし



「いよゝめ、しめと」の仲がいの問題となり、それからまた、実の親子であつても、親孝行者ばかりとはかぎらないのが現実であるために、家族制度社会であつては、親子間のいさかさがあつて多い。そのいさかかがないという場合でも、それは表面化してないだけで、いわゆる親孝行息子が、実は心の底では親を憎んでゐる例も少なくありません。また、弱立場の嫁の泣き寝入りによつて、かろうじて保たれてゐる無風状態である例は、かぞえきれないほどです。

こういう始末であるために、それをなす者として、一方ではなおさら親孝行を強調し強制しようとする。そのあげく、この場合にも、さらなるいことは、親に養老院入りをさせるなど不孝のきわみだ、というよりな考え方をみちびきやすく、そのことはまた政府として、老人のための福祉施設の設置を怠慢ならしめるのみならず、怠慢に對してより口実を与えることになりす。政府は、親孝行を説く修身教科書さえつくれば、養老施設などは何もしなくてよい。その方がよっぽど安上がりである。そしてその経費は全部準備につきとせ。——というみちをたどるならば、社会はますます暗くなるばかりです。老後の生活は、誰のものか、のみな、快適であつてほしいことは申すまでもありません。自分の親であるとなつて聞かず、老人にはできるだけよくしてあげたい。この気持ちの緩和が、清潔で安価で楽しい養老院施設となつて実を結ぶべきだ、と考へます。

三

つぎに、家族制度を廃止した新親族法、相続法に對して向けられる一番強い非難も、「新法は親不孝の法律だ」ということにあるようです。新法によると、子はもう親を扶養しなくてもよいぞうだ、というところでもないが相当とんでゐるらしいのですが、これはまったく新法を誤解したものです。それどころか、旧法当時のように、長男一人が全財産を相続する権利があるとなつてゐると、その長男が親不孝だつたり、親とそりが合わなかつたりすれば、親はたちまち困らなければなりません。新法の考へ方では、親は、別に長男でなくてもどの子供でもみるべきだ、というのの当然のことからが強調されることになりすから、したがつて親は、扶養料の請求も、すべての子供に對してできるわけだ、そういう意味から、老後の安定は旧法よりも確保されてゐるからいす。そしてその上さらに、すばらしい老人ホームを國家がつくつてくれたらなおよ、というわけなのです。

また、新法では結婚するに親の同意がいりなくなつた点も、新法が親不孝の法律である、というのの理由の一つにされるやうですが、これも、新法の精神がのみにてゐないために起る誤解です。新法は、別段、親に無断で勝手に結婚することを奨励してゐるのではありません。親を養成、めだしためだした結婚は、もとよりいふことも望ましい結婚ではあるけれども、

万一、親がどうして同意してゐないか、もし本人達は是非でも結婚したい、結婚できなければ死んだ方がましだ、というよりなきり親の事柄をたづねたつたときは、やむを得ない、親に諒歩して貰つて、と最悪の場合の解決方法を定めてゐるにすぎません。結婚はもと本人達がすることだ、親がする結婚ではないのだから、そういうきりきりの場合は、親の気持ちでなく本人の気持ちをおさせよう、というまことにはさばけた規定であるだけのことです。

それからまた新法に對する非難として、新法になつてから離婚がふえた、のひならす妻の側から申し立てる離婚がふえた、これは新法が女を甘やかすすぎるからだ、それで女はつづつみえ、道徳は低下してきた、新法はけしからん、というふうなことがいわれます。しかしこの非難も、まとはずれの非難です。従来、家族制度の旧法のもとでは、妻から申し立てて離婚ができる場合というのは、夫が破廉恥罪に処せられたというよりな、よくよくの場合にかぎられてあり、しかも妻は、離婚したあ最後、子供は夫側にとりあけられることになつてゐたので、子供とは生きわかれ同様とならねばならなかつたし、また離婚後の生活の点も、まるは確保されていましてした。それで、よくよくの場合をさへ、妻には事実上、離婚はほとんど禁止されてゐたのでした。しかしこれらのは、新法が改正された、離婚すること、妻は失ふ同等で許されることになつたため、長

年にわたつてたまりにたまりてゐたものが、一時にとつと家庭裁判所に持ちこまれたにすぎず、別に妻が、一時にこらえ性がなくなつた、よみにはあたらぬと思ひます。

そして、離婚がふえたといふことは、とりもなほさず道徳の低下を意味する、というのの皮相な見かただと思ひます。離婚をよぎなくさせたところの原因である、例をば姦通というよりな行為は、これはまさに道徳違反の行為ですけれど、離婚といふこと自体は、なにも道徳違反ではありません。夫にはお妻さんがいて、家庭といふものはあつてなきが如くである。結婚の実質はほとんど失われてゐる。あまりのことに妻もすつかり愛想をつかし、離婚したくてたまらない。——という場合であつても、旧法では、いまま述べましたように、夫が離婚を欲しないかぎり、夫が一夫多妻的境遇をむしろ楽しんでゐるかぎり、妻の方が離婚するといふことは、めつたにできない相談でした。そのため、実質のないからつづの結婚が、形だけ存在してゐる。嘘の結婚というやうな重大な嘘が、あちらにもこちらにもある。——こういう社会の方が、よっぽど道徳的に好ましくない社会といふべきではないでしょうか。

さらにはまた新法では、娘は息子と同等の相続権を与えられました(旧法では長男だけの単独相続で、長男がゐるかぎり、娘も母親も三男三男も相続できず、それどころか本妻の男の子がなければ、妾の男の子が全財産を相続しました)。母も父と同等の相続権を与えられました

(旧法では、子や孫がなく俗にいう逆相続のおこなわれる場合にも、父がゐるかぎり父だけが相続し、母は相続できません)。妻も、夫が妻を相続できると同じく夫を相続できるやうになりました(すなわち新法では、妻も夫と同様に、配偶者の遺産については常に、三分の一の相続権が確保されますが、旧法では、夫は妻の遺産を子がなければ常に相続できなれば、妻が夫の遺産を相続できる場合は、むしろ例外でした)。このやうに、男女長幼の別なく、各人平等の相続権が認められたことは、少くとも法律上、平等の財産的基礎を各人が与えられたことを意味します。しかも重要なことは、財産的平等は精神的平等をもたらし、法律的平等は社会的平等をもたらし、ということです。それにもかかわらず、このいわゆる均分相続が、これまた新法の良い点として論議されてゐるらしいことは、遺憾にたえません。われわれとして、最大の警戒を要することからす。なぜなら均分相続は、「各人は法の前に平等である」という民主主義の根本原理を、もつとも端的に表明し裏書きするものであり、したがつてわが國の現段階では、均分相続制によらない以上、かつての呪わしい家族制度を完全に打破することは、不可能だからです。

四

要するに、現行の憲法および親族法、相続法が目指してゐるところは、すなわち、個人の尊厳を認め男女の平等を基本とする民主的な社会生

活のありかた、民主的な夫と妻のありかた、親子のありかた、兄弟姉妹のありかた、というものは、わるいといはれてゐる点でさへも、仔細に吟味してゐると、わるくないところをみれば、よい。これに反して家族制度は、よいといはれてゐる点でさへも、少し深く掘りまげてみれば、本当はわるい、ましてや家族制度のわるいといはれる点のわるさ加減にいたつては、いりまでもないことだ。——と語がなつてくれれば、このやうにわるいことづくめの家族制度を復活しようという動きに對しては、われわれはこれを絶対に容赦してはなりません。

しかも家族制度は、女にとつて特にわるい制度です。女を不幸にする制度です。そして女が不幸であることは、結局において男も不幸であるわけだ、という片手落ちの國が、そのやうな諸外國に肩をならべて、健全なすすみやかな進歩の「路をたどる」であらうことなど、どうして期待できません。それで、家族制度復活の問題は、わが國の男性もゆるがせにしてはならない問題ですが、しかし何といつても、家族制度の直接かつ最大の被害者は、女性なのです。から、われわれとしては、全同性が、みすみす不幸の淵にふたたび沈むとするのを見殺したすることとは絶対にできないと思ひます。ひとを救ひ、自分も救われなければなりません。この切實な共通の利害に結び合はれてゐる女性こそは、何はさておいても、家族制度復活に對しては、全女性に呼びかけ、全女性が卒死して防止しなければならぬ、と考へる次第です。(併せて)



大島の風物と生活

鹿島から夕方七時になった。名瀬に着いたのが翌日の午後四時半頃であった。本来なら鹿島と名瀬の間は、二十時間といわれているが、私の乗った船はあきにく途中で大シゲに会って、三時間半もおくられて着

奄美大島に旅して

谷野せつ



いたのである。千二百トンといえど大島通いの船としては、小さい方ではない。それなのに七島灘を過ぎる頃から、低気圧の候相はものすごくなる。その上異様な暑さから、私は名瀬に着く数時間ばかり前は、殆ど頭の上げられない程であった。丁度雨期であったとはいえず、私が大島滞在中は実によく雨が降り続いた。十日ばかり滞在している間に、雨が少しも降らなかったのは、たつた一日きりであった。その雨も本土のようにしめやかな梅雨空ではない。しのつくような雨が、雷をよんで、ザアツと勢よく降りそそぐのである。そうしてたまに晴れると、ものすごくむし暑い。湿度は七十五度から八十六度。バナナやパイアのみどりの葉ごしに流れる強烈な陽光は、まばゆく目にやけどをしそうな感じであった。

一口に大島といつても、それは大島本島、喜界ヶ島、徳の島、沖ノ島、手島等、五つの島をふくむ北緯二十七度から二十九度に至る広汎な海域である。さうして手島島の南はすぐ沖繩に続いている。島と島をつなぐ交通は船であるが、この船もシゲに会えば出なかつたり、積荷の多いときには時間も不定となる。島のなかではバスが唯一の交通機関である。けれどもこのバスも人間よりも郵便物など、荷物の方が重視され、人間が荷物の片隅に押し込められる。私が徳の島の亀津から伊仙村に出かけた時には、帰りの海岸線でものすごい雷雨に見舞われ、この時には風のため車が吹き飛ばされそうであった。そうして車の中では傘をさしたり、レインコートで雨もりをふせぐのに大さわぎであった。島の交通機関はまるで終戦直後の日本をほうほうさせるものである。

島は亜熱帯の地域であるから、蘇鉄やガシマル、アダンなど熱帯性の植物が青々と繁って、花の色もとり

わけ美しい。海草類では、ビシク色の「根まがずら」が一面にやわらかな色をなげていると思ふと、花がに童顔の、怪異な花が空にまげとばかりに切つたついでに、私達をおどろかした。また海への草類では、蘇鉄の間を縫って、牛や馬がゆるやかに放たれるなかに、村の子供達は岩かげから、みるみる大きくなって大きなたこをつり上げて、雷そうにさおの雨はしにさら下げて帰っていつたりしている。ここでは毎年数回開年も行われているといふことである。この島の自然は、どこへ行つてもそのままが国立公園のように静かで美しい。私が大島本島から初めて徳の島に着いた時には、蘇鉄の青々とした山脈のなかに、南洋風のワラ屋根がみえて、私は何かしら夢の国にでも流されて来たかのように感じた。

島のひとたちの語るところによると大島本来の姿ではなく、沖繩の糸満風だといふのであるが、魚売りの女達は皆頭の上に魚かごをのせて歩いていく。野菜もなどの行商も、殆ど女である。そうして彼の女達は同じように背中に大きな背負いかごを背負って、その紐を頭で支えているのである。時には子供が背負いかごに母親の背中の中間に、ピョコンとえんごをして、砂糖きびをかじりながら、おとなしくしているのを見かけたこともあった。山や村で働くたきぎとりの女も、炭俵かつぎの女も、砂利とりの女も、皆同じようにこうしたかっこうで、せつせと重い仕事に働いているのである。

また街には肉屋も魚屋もあるが店にはマグロやカツオなど、大きな魚がそのまま店頭にさら下つていて、なれない私はしばしばギョットさせられた。肉や魚も全く同じことである。この島は、一体何物もが極めて高のよう思われた。少し話せばいいが、私がこの島に出かけた頃、東京では卵が一個十二圓位

で買えたのに、この島では十二、三圓もしていった。またジャガイモのような野菜類でも本土なら百文七、八円であるのに、島では十四、五円もしている。ギンガムやボブリンなどの洋服地は今だに一尺売りときいで、私は本当に驚いた。そこで物価はどうしても高くなる。まはほこの島では、野菜ものでも雑貨類でもすべて本土から移入されているというのであった。こうして一般生活物資の物価高からこの島の人々の生活は、本当に楽ではないように思われた。

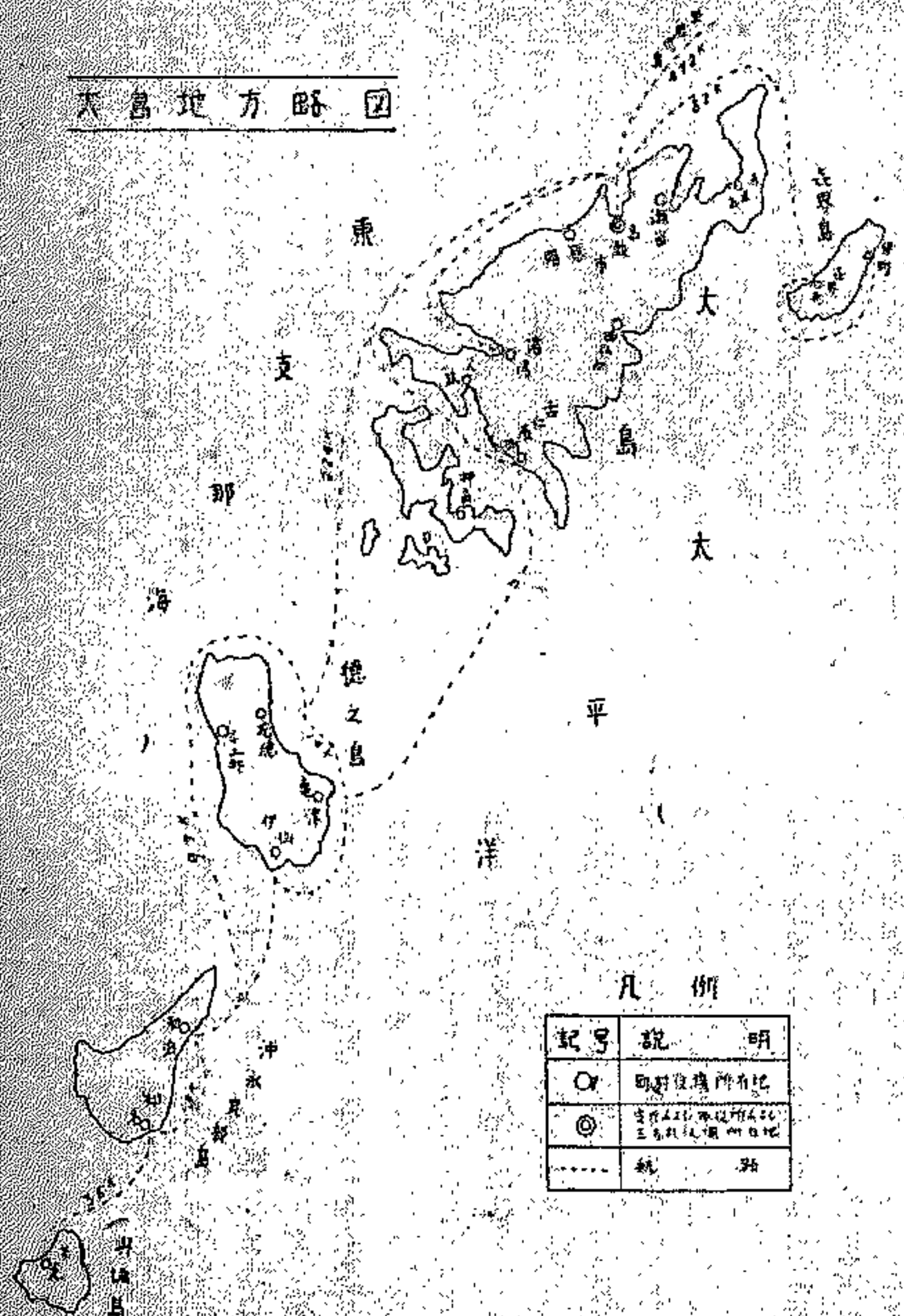
その上この島では、街といわず部落といわず、殆ど戦災をうけている。そこで住居や建物などは全くみすばらしい。農村では普通の農家は大低かや草葺きで、それも一間しかない家が多い。これらの農家では家畜小屋は別小舎にはなっているが、流しも台所も寝室もすべて一つのしよ、排水がどろどろと床下に流れこむといつた場合であった。本土では、農村の生活改善がまどからといわれているが、ここでは、台所の流しからというところではないかと思われた。島にはヒラリアなどの風土病もあるが、寄生虫と結核が極めて多く、その上、島全体には今尚無医村が三分の一の七が村にわたつていて、私は島の生活のなかで保健衛生の問題の重大さに驚いたのである。しかし島のひとびとが、こうした風土病や生活の上での保健衛生の問題よりも、何よりも恐れているのは「ハブ」の被害のようであった。私が徳の島の亀津の町にいた時には、一度町をあげて「ハブ」狩り月間の最中で、役場では一四三十円で買いとつていた。そうして生けどりのハブが三四ほど役場の玄関先の箱のなかに納められていた。役場の吏員が語るに、

ほとどの猛毒を持つていながら、これを無視してたべると、ものすごく栄養があるので、長生の薬になるのだと云うのである。それで島のひとびと皆捕えたりまうのだといふことであつた。ハブは一般には朝早くか、晩うす暗い頃を多く出てくるといふ。そこでこの島では、本土の農民が行うように朝露をふんで、夕べは星をみるまで野良で働くといふことは考えられないといふのである。これも「ハブ」の被害をおそれの結果で、「ハブ」が農村の労働意欲をそぐととが決して少なくないといふ。毎年四月、五月、六月は「ハブ」の被害の最盛期で今年も亀津の町で、五月中旬に十二人の被害者が出た。このうち三人が死亡し、身体障害者になつたものも出ていたといふ。最近喜界島島では「イタチ」を五百つが入れられて「ハブ」退治を始めたそうであるが、血清の普及と「ハブ」退治の方策を徹底的に考えて欲しいといふのが、この島の人達の切なる要望であつた。

島の産業

さてこうした事情の下にあるこの島は、全体で二市二町十七か村、人口は約三十一万でその八七％が農業を営んでいる。農家の二戸当り平均耕地面積は四、一四反であるが、「一町歩以上の経営農家は、その一割にすぎない。主要農作物は米、麦、大豆と芋で、換金作物としては黒糖である。さうして米も黒糖も二期作であるが芋は季節をわかない。けれども農民は主食として米や麦をたべているのではない。無限に野生する蘇鉄の実や茎から澱粉をとり、これを芋とともにおかゆにたいて常食とし、また大豆にまぜて味噌を作り、主食の足したしている。戦前の最盛期には、黒糖は三十五百万斤もとれたことがあつたが、今はその七五％しか収穫がなかつた。島では増産に懸命であつた。またハ

大島地方略図



凡例

記号	説明
○	町界
□	村界
●	島界
○	島界
○	島界



ナチも大島支庁が、今度ほどりあえず一町歩に亘つて  
苗作りをし、これを農家に分けて増産する計画をすす  
めていた。このほかユラフ島の百合根は年々三百万球  
が、ヨーロッパやアメリカに輸出され外資をかせいで  
いるのだそうである。

併しこうはいつても、この島は農業を主とする原始  
産業であるので、島の産業構成は何といつても、後進  
性の色彩が強い。大島支庁の経済統計をみると、農業  
に次いで重要なのは商業、サービスマン、運輸通信など  
の補助産業であつて、折角広いな海域にとりかこまれ  
た島でありながら、水産業の占める地位は極めて低  
く、又製造業の地位はさらに低いのである。しかも同  
じ経済統計によつて従業員一人当りに対する生産所得  
をみると、鹿児島県の値が二二%という低率を示して  
いる。原始産業下に生活するこの島の人々の生活が経  
済的にはどんなに恵まれないか、いかに貧乏であるか  
は、この統計からも知ることができよう。

### 教育施設について

そこで私がこの島に來て、先ず何よりも悲しく思つ  
たのは、小学校や中学校、高等学校などの学校施設が  
全くみすぼらしいことであつた。先ずこの島にはガラ  
ス戸のつた学校は殆ど何処にも見出されない。又大  
島の学校には四本柱のがやぶき獨立小舎式の教室があ  
つて、床のない土間に板をならべて机となし、雨が入  
口から入つてびしょびしょのなかに児童はだしのま  
ま足でどろをこねながら授業をうけている。日本に復  
帰して今、全国からよせられたオルガンやピアノは、  
今どんなにこの島の児童や先生からよるこぼれている  
ことである。しかし今では理科の実験用具もなけれ  
ば、裁縫室、家庭室、音楽室なども全く無いのであ  
る。そしてこの島に於ける教育施設をめぐり、子供達  
は一体どんな有様であるか、教育委員会の調査によ  
ると、小学校、中学校生徒総数四万三千余りのうち、  
極貧児童が一〇・八%、外に長欠児童が四・九%、不  
就学児童が一・八%もあり、また砂利とりの炭使が  
きなどのアルバイト児童が三・九%という数字を示し  
ていた。一般に児童の身長や体重も本土の平均より著  
しくおと下り、今度名瀬市で一年生に入学した中学児童  
のうち、全国標準以上の位を保持したものは、たつた  
二人しかいなかったというのである。そして長欠  
児童の大半は貧困と出稼によるものである。そして長欠  
学校や児童のこのようにみじめな有様であるにもか  
かわらず、この島では子供の教育に対する親達の熱意  
はまことに熾烈である。私が徳島の津津に着いたと  
き、何よりも先きに目についたのは街に高等学校の生  
徒の多いことであつた。そこで町長さんきいてみる  
ると、この町では町予算の三五%を教育費につかつて  
いるといふことであつた。東京の二〇%代と比べて  
ら、全く驚くべきことである。その夜、町の婦人会の  
ひと達と座談会をした時にも、母親達は「ヤンチキ飯  
(天井のはりがうつるようなドロドロのおかゆの意)  
をたべて、子供を教育するのが親の天命だと考えてい  
る」といふのである。そこでこの町では戦前旧制中  
業生の七五%が上級学校に進学していたが、今では中  
学校から高等学校へ進むものが本土とは大差なく一九  
四七年の三〇%から一九五三年には、男の子は四八%  
に上昇し、女の子も二〇%から三〇%に上つたと喜ん  
でいた。同じ島の東天城村に行つた時にも、部落の小  
学校にはすべて幼稚園が附属して、丁度びるのひ  
げどき、さつぱりとした服装の子供達が歌をうたいな  
がら帰つてゆくのをみて、本土の農村にはおぼろげ  
らしいことのように思われた。こうしたこの島の教育  
熱は、その昔から、島津氏制に対する島民の反抗が、

教育にあらわれたもので、それが今も島民の生活感情  
のなかに残つてゐるからだといふ人達は話してくれ  
た。さきほどのたつた島民の経済的條件と思ひあはせ  
るならば、全く驚異的なことといわねばならぬ。

### しまつた男尊女卑の風

ところで私がこの島に來て、本土に不思議に思われ  
たのは、どこへ行つても婦人達が美能に飾られて  
いることであつた。農作は無難のこと、薪とり、炭使  
かつぎ、水汲み、砂利とりなどの重作業や八百や、魚  
や、肉や、雑貨店、そうしてをれら行商も、殆ど女性  
で、この島の経済生活の大半以上は婦人が背負つて  
いるという感じであつた。しかしそれにもかかわらず  
この島の婦人の地位には様々な問題が残されていよう  
に思われた。もともと男天國のようなこの島では、男  
は支那から入り女は台所口から入る」とか「男のタ  
イと女のタライは別にせよ」などといふことが、社会  
通念として教え込まれて来たのであるが、今だに男  
子偏重の風が島のひとびとに相当根深く残つて  
いるらしい。私もこの島の旅行中、ある旅館の玄関先  
きで顔を洗つたという理由で、その夜をこたわられた  
ことがあつた。これなどこの島にしてみても全くめず  
らしいことではあるが、それが女の人の主眼であるとい  
いて、私はいつそ感傷無きを傳なかつたのである。  
男子偏重のこの島では兄弟や弟を上級の学校に出すた  
め、姉や妹がその犠牲になつて奉公に出ることもあ  
らなく、それによつて得た前借金やその後の借金  
高が男の子の学費になつてゆくのである。また結婚に  
ついては多種多様な因習が残つており、娘は結婚しても  
住居をともめざるため実家にとどまつて働き、仕度  
が出来て二人が同居する頃にはすでに子供が二人も  
出るといふいわゆる睡布結婚の遺風が残つてい

こゝも少くないという、家事調停委員や民生委員を委  
嘱しても、婦人になり手が無いのも、極度に他人の生  
活に立入ることをおそれる結果である。島の婦人  
会では、こうした因習打破のため、生活改善のための  
運動をあちこちでくりひろげていた。

さらにまた、この島の特異な婦人問題としては未亡  
人等所謂女世帯の問題が大きいことも見逃し得ない  
ところであろう。今この島には戦争未亡人の外に、夫が  
沖繩に出稼に行つたまま帰らないもの、又最近では  
沖繩が分離されて以来送金が途絶えて、その日の生活  
にもこまづいてる婦人達が多いためである。これらの婦  
人達は袖織りや雑貨屋、肉屋、魚屋などの商業から車  
のあと押し、砂利とりなどの重作業をして生活をた  
てている。名瀬市営の市場では、半分は未亡人であつた。  
彼の女達は仕入れから販売運搬まで、一切女手でや  
つてゐるが、なかなか苦しいらしい。一年のうち二  
百八十日も平均して雨が降るといふこの島で、傘を  
持たないといふ貧しさも、この世帯の人達であつた。

### 人身売買と青少年の就職

この島の持つ経済の後進性と封建的な生活感情と  
は、また児童の人身売買の上にも深い影響を与えて  
いるように思われた。雇用関係には、長い因習による封  
建的な親分と弟子の制度が今尚根強く残つていて、三  
年乃至五年の年期契約で雇われているものが多い。そ  
うして賃金についても、ホンの小遣程度しか渡され  
ていないものが多い。また島の生活慣習として家が貧  
乏しければ、親が子供を飲食店等と年期契約を結び、前  
借金をかりて生活することを別段不思議にも思つて  
ないものがある。そこで人身売買の可能性も極めて強  
いことになる。名瀬の労働基準監督署では復旧前にあ  
つた例として二つのケースについて示してくれられた。そ

れは何れも沖繩の糸満の漁場に飛られた少年である  
が、九年という長い契約期間、二万五千円で契約が行  
われ、その契約書には、その間どんな事情があつても  
帰ることができないこと、そして若し約束違反した  
場合には、その間に要した食費の金額をべんさいせよ  
といふのである。これらの契約は何れも親と業主との  
直接契約である。また名瀬の人権擁護局で最近扱つた  
処罰事件には、福岡県の特約店主が仲介人で「品三個  
あり」と打雷して三人の姉妹を三万円での島からつ  
れ出そうとして警察にあげられた事件があつた。

島は原始産業であるから島のなかで青年女子が就職  
の機会を求めるとは全く困難である。そこで島の若  
いものは皆内地にあらがれる。大島の穀倉といわれ  
る徳島の島に行つた時でさえ、村の社会教育主事は、今日  
高等学校を卒業した児童について調べたところ、村に  
残つてゐるのは、たつた一人であつたと語つていた。  
又亀津の町でも同じように、船が出るたびに七八人の  
青年女子が風呂敷包を抱えて出てゆくが、今のところ  
は何処でどうして働かしているかわからないのだと語  
つていた。島では名瀬に公共職業安定所があり、市  
屋の町にはその分室が置かれてゐる。けれども島のな  
かでは男にせよ女にせよ、店員か奉公位しか求人先が  
なく、安定所でも今はただ求職者の受附がやつと  
で、求人に対する本土との交流は本格的には始まつて  
いないようであつた。しかししたまに本土から求人があ  
つても、離島の場合には船にのつて二日も三日も泊り  
がけで名瀬の安定所まで出かけ、テストをうけても採  
用にならぬ場合が多いので、本当にこまるのだと、  
島の人々はうたがへてゐた。戦前これらの島には、紡  
績工場の募集人が相当入りこんでいたといふ。けれど  
も島の婦人達の語るところによると、口ををるえて紡  
績の工場には出たくないといふのである。それは母

### 大島島の現状

またこの島は大島島でも知られてゐる。大島島とい  
つてもそれは本島の名瀬市とその周辺の農村で主とし  
て織られてゐるにすぎない。同業組合の調べによると  
今年の三月、織物工場が百四十三機二千四百台、紡  
績者三千人であるが、織り工の全部は婦人で、その七  
割は三十五歳以上の年輩者である。原料を企業家から  
仕入れて家内労働として織つて組合に納めるもの、或  
るいは部落で工場や機を共同施設してゐるもの、企業  
家の直接経営する工場等、業態は様々であるが、資金  
は殆ど出来高制で、労働時間も休憩時間も大体織り工  
場かせのようである。織り工が二十人ばかり働いて  
る袖織り工場で、賃金をきいてみると、はつきり答  
えてくれたものは一人もいなかった。大休月一正位織  
つて三千円から四千円位までのところだといふので  
ある。なかには使用者の住宅の一部を月五百円で賃  
借してもらつて自炊生活をし、親元から米や味噌をおく  
てもらつたり、時には小遣額を親にねだり、親から小  
遣い銭が来ない時には、使用者から借金をして生活費  
に当て、八千円も借金がたまつてゐると答えた婦人も  
あつた。そしてこの婦人はこの工場では飛び切り  
で、よい織り工であつたのである。あとできいてみる  
と、うでのよい婦人はと足とめ策として金をかすので、  
借金がかさんでゐるといふ。素人目ではあるが、耕の  
織り目を一目ずつ合わせるというところは、西洋のつづ  
れ織りにも匹敵するほど精巧な技術のように思われ



た、またこの抽籤が、デューチ木を泥土による特殊の  
 染めであるため、染めから取り上げまで百五十日もか  
 かるときいて、一疋三万円の出産費も、労働費に換算  
 すれば決して高いものとはいえない、けれども直接生  
 産に要する経費は三万円の半分で、大まかにいってそ  
 の二割が染代、三割が労働費、四割が糸代で他の半分  
 は、買いつぎから問屋、小売商、デパートの手をへて  
 消費者にわたる間に、倍マージンが見込まれてしま  
 る。今抽籤の生産は、民の生活をうるおす農村工業であるためには、労働者  
 の技能や企業の運営の上にも、更にまた労働力や労資  
 関係そのものの上にも、思い切った転換が要請されて  
 いる産業の一つではないかと思われた。  
 労働省婦人労働課長

## 奄美大島の現状

特に婦人と年少者について

鹿児島県婦人少年室の視察調査報告書より

### 一、労働組合の現状

奄美大島は琉球政府の統治下にあつた  
 ころ、沖縄における軍作業労働者の労働  
 条件に端を発して、民間の世論の圧力も  
 あつて、労働問題が政治的課題として表  
 面化し、一年半にわたり軍との意見調整  
 の結果、昭和二十八年七月、労働三法が  
 立法院を通過し、同年十月一日から施行  
 されたので、大島も日本復帰を目前にし  
 て、法の適用を受ける事になった。  
 この島でも、戦後の社会風潮と日本の  
 労働関係諸法令に刺激されて、すでに二  
 十二年ごろから労働運動が展開される気  
 運がみられ、一般事業関係では奄美木材  
 労働組合、奄美土木建築労働組合、印刷  
 労働組合等九組合が結成されたが、法的  
 な裏付けもなく、軍政下の圧力や社会的経  
 済的諸条件に制約されて、立ち枯れ状態  
 のままで、日本への復帰を迎えた。  
 官公署関係の組合は、組合員の意識も  
 比較的高く、活発とまではいかないが共  
 通の問題について連絡協議会を持ち、待  
 遇改善・労働法制定促進・日本復帰の実現  
 などを取あげてきた。日本復帰協議会と  
 いう全住民の組織が結成されたときも、  
 その中心勢力となつて活動したのは官公  
 署関係の労働組合だといつて可い。復  
 帰後、官公署関係の組合は、直接親組合  
 との連絡もでき、指導者の派遣を受け、  
 その活動も地につきつづつある。  
 奄美大島官庁職員組合(四三〇名)  
 (女子不明)  
 奄美大島教職員組合 一、五四六名

第1表労働者総数中女子の数

	総数	女
小学校	1,072	232
中学校	533	68
高等学校	285	18
通信従業員	439	45
金融業	30	4

第一表の通  
 りで、大世  
 帯の支庁・  
 市役所など  
 でも女子は  
 少く、抽籤  
 接客業以外  
 では女子の就職率はほとんどなく、組合  
 の婦人の活動は相当困難を予想される。  
 (一) 島に特有な婦人労働問題  
 1 家庭内職について  
 島のめまぐるしい空気に地味を帯び、貧乏が真に農  
 民の生活をうるおす農村工業であるためには、労働者  
 の技能や企業の運営の上にも、更にまた労働力や労資  
 関係そのものの上にも、思い切った転換が要請されて  
 いる産業の一つではないかと思われた。  
 労働省婦人労働課長

任者(アメリカ人)が病氣になつたこと  
 や横切して日本復帰により琉球と切離れた  
 ため、現在では中止されている。婦人会  
 では、大島島の技術を生かして手芸品、  
 のれん、壁かけ、デューブルセンターなど  
 に応用して新しい面への進出によつて家  
 庭内職の振興を計りたいと企図している  
 が、大島島の柄づくりは一朝一夕ででき  
 るほど簡単な問題ではないので急速に実  
 現はむずかしい。  
 内地で行われている手紙にできる手芸  
 品なども、原料を内地に求めたのでは運  
 賃の面で立ちうちできない。今最も多く  
 行われている内職は洋裁と和裁である。  
 2、未亡人の職業問題  
 前に述べたように抽籤が不振になつて  
 からは未亡人の職業問題は最も深刻とな  
 り、最も困難な問題となつた。昭和二十  
 六年下期に職業安定機関が派出婦の開拓  
 にのり出したが、利用率が低く、一方求  
 職者の組織的活動の不調などのため、進  
 捗が見られなかつた。島で行つた売春婦  
 四十二名との懇談会で、子供のために働  
 いていないという者が十四名もあつたが、  
 未亡人の適職がないことは、売春婦への  
 転落の原因になつている。  
 商店経営 未亡人の職業として最も  
 多い。間口六尺くらいのもので、内地で  
 も戦後急増した暗市風のもので、米・魚  
 野菜・煙草・花などを売っている。これ  
 らは自営業で、資本の少しある未亡人は  
 この仕事を選んでいる。  
 百福求職部 これは琉球政府時代に  
 名瀬市が失業救済のためB円四〇万円  
 (日本金二二〇万円)を投じて年末に救済  
 事業を実施したが、そのとき働いた者が  
 復帰と同時に、安定所に求職申込みをす  
 るようになったものである。十二月二十  
 八、九、三十日の三日間に男二六名、  
 女子二〇〇名の申込みがあり、市営河川  
 工事に従事した。一月八日から二月十四  
 日までの日雇求職者は、男四九六名、女  
 四五一名であるが、女子の大部分は未亡  
 人で、どうしても毎日働かねばならない  
 人たちであるが、求人の方は皆無に近い  
 ほどわずかな数で、国家が行う失業対策  
 事業はまだ緒につかず、困つた状態であ  
 る。従つて未亡人の現在従事している職  
 業は次のようなものである。  
 砂利採取 職業安定所があつてせんし  
 て、川から砂利をあげ、土建業者に売る  
 仕事である。一メートル立方で四百円で  
 川につかつて、相当重労働である。  
 行商 炭売りを薪売りで、炭売りは山  
 の炭焼場に朝早く出かけて、二、三俵買  
 い、背中にかついで町に売りにいく仕事  
 で、一俵一〇〇円位の利益になるが、い  
 ずれも相当な重労働のようである。  
 プローカー この土地では戦争中か  
 ら夫の送金があつてにならない時(夫が離  
 島している)で、婦人が一家を背負つて  
 立つ習慣がつけられているので、男と同  
 じにプロカーをしていく婦人が多い。  
 三、人身売買の現状  
 1、人身売買に対する考え方  
 この地方では身売りにして、家のために  
 なることは非常に美徳と考えられてお  
 り、基本的な人権の尊重というようになつ  
 ては考えられていないといわなければなら  
 ない。名瀬市で接客婦懇談会を開催した  
 とき、四十二名の接客婦の中に十四、五  
 歳の少女が八名もまじつていて、この人  
 達にとつては働く人を保護する役所があ  
 ることさえ耳新しい問題なのである。貧  
 乏人や学問のないものは、しいたげられ  
 るのが当然であると考えられ、家が貧乏  
 だつたり、男子の勉学のために身を落す  
 ことがどうしていけないのか、むしるふ  
 しぎがあつて質問するほどである。  
 2、人身売買件数  
 事件として取扱われたものはないが、  
 福祉司の取扱つた児童は、二十八年一月  
 から六月までに男二〇名、女三六名計五  
 六名になつている。  
 B、仲介者  
 現在までは親が直接、業者と契約を結  
 んで売込むものが殆んどであるが、内地  
 との往来が自由になつた今日では、農村  
 貧困家庭の子が、悪質仲介者たちのえ  
 しきになるのではないかと思われる。  
 B、前情  
 B 五五〇〇〇円(日本金一五、〇〇〇  
 〇円)で五年間、B 四三三、六〇〇円で  
 三年間の契約で、その間は雇主から一俵  
 の小遣も支給されず、前借(身代金)は  
 全部親がけとるので、当人は手紙一本  
 買えない状態である。また漁夫に売られ  
 た男子は一、五〇〇〇円で九年の契約とい  
 うのもあつた。  
 4、売られる業種及び地域  
 女の場合は殆んど接客業として、名瀬  
 市・古仁尾町および沖繩方面に売られ、  
 男子は糸満部落に売られる。名瀬市にも  
 その部落があるが、それは沖繩からの移  
 住者によつて構成される漁民部落で、こ  
 こに売られた子供は沖繩に渡り、船に乗  
 られるのであるが、小学校のころから  
 仕込まれる習慣で、不逞学者が多い。  
 5、親元の状態  
 人身売買の対象となる子供たちの親元  
 は、鹿児島の場合でも相当ひどいのであ  
 るが、この島では島民全体の生活水準が  
 低いのであるから、そのひどさは想像以  
 上である。要保護家庭の問題、未亡人の  
 問題、不逞学児童、長欠児童、年少犯罪  
 等の諸問題等が解決されない限り身売り  
 の問題は解決されないであろう。  
 名瀬市内で酒席にはべる年少者につ  
 いて名瀬監督警察署等の協力を得て調査  
 したところ、十二名いることが判名した  
 が、法六十三条については、復帰後六か  
 月間の暫定期間をおき、六月二十四日以  
 後、禁止された。しかし彼女たちは家に  
 帰つても困るので、芸で身を立てたいと  
 云っているが、その後の取扱いはどうして  
 いるのか、その後の取扱いはどうして  
 いるのか、その後の取扱いはどうして

た、またこの抽籤が、デューチ木を泥土による特殊の  
 染めであるため、染めから取り上げまで百五十日もか  
 かるときいて、一疋三万円の出産費も、労働費に換算  
 すれば決して高いものとはいえない、けれども直接生  
 産に要する経費は三万円の半分で、大まかにいってそ  
 の二割が染代、三割が労働費、四割が糸代で他の半分  
 は、買いつぎから問屋、小売商、デパートの手をへて  
 消費者にわたる間に、倍マージンが見込まれてしま  
 る。今抽籤の生産は、民の生活をうるおす農村工業であるためには、労働者  
 の技能や企業の運営の上にも、更にまた労働力や労資  
 関係そのものの上にも、思い切った転換が要請されて  
 いる産業の一つではないかと思われた。  
 労働省婦人労働課長

## 奄美大島の現状

特に婦人と年少者について

鹿児島県婦人少年室の視察調査報告書より

奄美大島は琉球政府の統治下にあつた  
 ころ、沖縄における軍作業労働者の労働  
 条件に端を発して、民間の世論の圧力も  
 あつて、労働問題が政治的課題として表  
 面化し、一年半にわたり軍との意見調整  
 の結果、昭和二十八年七月、労働三法が  
 立法院を通過し、同年十月一日から施行  
 されたので、大島も日本復帰を目前にし  
 て、法の適用を受ける事になった。  
 この島でも、戦後の社会風潮と日本の  
 労働関係諸法令に刺激されて、すでに二  
 十二年ごろから労働運動が展開される気  
 運がみられ、一般事業関係では奄美木材  
 労働組合、奄美土木建築労働組合、印刷  
 労働組合等九組合が結成されたが、法的  
 な裏付けもなく、軍政下の圧力や社会的経  
 済的諸条件に制約されて、立ち枯れ状態  
 のままで、日本への復帰を迎えた。  
 官公署関係の組合は、組合員の意識も  
 比較的高く、活発とまではいかないが共  
 通の問題について連絡協議会を持ち、待  
 遇改善・労働法制定促進・日本復帰の実現  
 などを取あげてきた。日本復帰協議会と  
 いう全住民の組織が結成されたときも、  
 その中心勢力となつて活動したのは官公  
 署関係の労働組合だといつて可い。復  
 帰後、官公署関係の組合は、直接親組合  
 との連絡もでき、指導者の派遣を受け、  
 その活動も地につきつづつある。  
 奄美大島官庁職員組合(四三〇名)  
 (女子不明)  
 奄美大島教職員組合 一、五四六名



四、社会生活における婦人の地位

1、公職にある婦人の数

この島の全人口に占める婦人の数は、昭和二十八年十月現在で次の通りである。

総数 一九九、八一九名  
男 九〇、七八六名  
女 一〇九、〇三三名

日本復帰後、議員に婦人を上の一級の関心が高まり、婦人会で適当な人物を選び、推薦し、盛んな選挙運動を行い、四氏が市議会議員に当選したが、うち二人は病が中途で放棄した。現在は一人の議員もいない。教育委員に第一期の市会議員神田タツ子氏を婦人会で押したが、教組婦人が教組一本で候補者の推薦をしたので、残念ながら落選した。民生委員、家庭裁判所調停委員等の制度はまだまだなかったが、三月には民生委員の推薦委員クラブができたので、民生委員には半数は婦人と、婦人会とともに希望を述べている。

2、婦人団体の活動状況

大島婦人会連絡協議会は三五、〇〇〇名の会員を持ち、日本復帰に伴い、鹿兒島県婦人会連絡協議会に加入した。この島に来て、進歩的と感じたのはこの婦人会だけである。軍政統治下の婦人尊重の風潮と婦人の啓蒙が実を結び、婦人会幹部にも優秀な人物があり、団結の力で相当の実績を挙げている。

第2表 婦人の投票状況

Table with columns: 性別 (性別), 有権者数 (有権者数), 投票数 (投票数), 棄権数 (棄権数), 率 (率). Rows include National Assembly (国議会), Prefectural Assembly (県議会), and Municipal Assembly (市議会) for both men and women.

名瀬市婦人会は一、五〇〇名ほどの会員を持ち、中心になって活動している幹部級の婦人が非常に熱心で、それぞれ異なった特質を持っており、互いに助け合っている。欠点をおさな合っている。現在婦人会が行っているおもな活動は次のようなものである。

- ① 婦人議員を出すように努力している。
② 生活改善運動を行っている。二月三日を「婦人の慰安の日」、毎月十日を生活改善研究日」としたり、正月の節消費運動をしたりしている。またボスターを市内に貼り出して意識面での啓蒙にも相当効果をあげている。時間助行、台所の改善なども取あげている。
③ 内職あつち(前記内職の項参照)
④ 託児所運営 現在大島には県又は市

託児所(保育所)が一つもなく、幼稚園は市営と寺経営のものがあるのみで、生活困難者もつとも要望する託児所がないので、婦人会の所有する婦人連絡所の一部を二十八年五月一日から託児所として開所した。

- 名称 名瀬市婦人会託児所
保母 一名(無資格者)
保母の給料 二、二五〇円
入所児童 満三か月より入学まで
取寄時間 午前七時より午後五時まで
取寄力 十五名(希望者は八十名ある)
託児料 月一五〇円(取寄児のうち四、五名は納められないものもある)

維持方法 会員の頼母子講三万円をもとにして市から一五、〇〇〇円、琉球政府から三六、〇〇〇円、共同募金から一五、〇〇〇円等の寄付によって維持してきたが次第に経営困難になり、ラフ物資を賣つて費用にあてたり、幹部や有志が毎月不足額の負担をするなどして維持している状態である。しかし利用者にとっては、閉鎖することは死活問題であるから、どうしても継続しなければならぬ。県から補助を受けるには保育所の規格外に派ねばならないので、婦人会としては悩みの一つである。

⑤ 派出婦 職につけない婦人のために開設し、病院、一般人の需用に応じて派出する。

五、児童の問題

1、不就学、長欠児童について

貧困家庭と長欠、不就学児童の問題は切離せない密接なものであるが、この島の経済状態からみて、特別に調査の必要を感じ、名瀬市の小、中学校の調査を行った結果、左記のとおり、一、五八三名の小学校生徒のうち六三名の不就学、四四名の長欠者があり、一、七三三名の中学生の中には二九五名の不就学、一、二八名の長欠のあることを知り、率の面から驚かされた。次の調査は全島第一の中心地の小学校の状況であるから、他は推して知るべしである。

第3表 名瀬市電美小学校の不就学長欠児童数

Table with columns: 学年 (学年), 性別 (性別), 不就学 (不就学), 長欠 (長欠), 計 (計). Rows include 1st to 6th grades and totals for boys and girls.

名瀬市名瀬小学校の問題児の区分 (二十九年二月現在)

- 不就学児童数 五三名
長期欠席 一、五一一名

婦人と年少者

住所不明 四四名
貧困 一八名
精神薄弱 一名
怠慢 七名
旅行 四名
名瀬市名瀬中学校問題児の区分 (二十九年二月現在)
全校生徒数 一、七三三名
長欠者数 一、二八名
(貧困七七、病氣二六、怠慢二三、不明二)
不就学者数 二九五名(原因不明)
2、非行少年の問題
犯罪少年の多い点でも全国一といつてもよいほどで、この島の犯罪総数の四〇〜五〇%が年少者の犯罪で、しかも年々上昇している。犯罪児の年齢は最低九歳、最高十四歳で、うち悪質者六名、常習者二十名で、せつ盗が多く、おとなも及ばない犯罪を犯しているものもある。児童相談所も保護観察施設もなく、全くの野ばなしであり、少数の少年担当係がいるが、説諭されて家庭に帰されてもその日のうちにまた罪を犯すという状態である。最近日本本土に自由に行けるようになったので盗品を本土に売りさばく少年犯が多くなった。これら非行少年を取扱う仕事は婦人にもつとも適した職業と思われる。そして児童相談所の支所や養護施設、少年保護観察所員の配置などが、早く実現されなければならない。

第4表 年少者の犯罪数

Table with columns: 年度 (年度), 性別 (性別), 年齢 (年齢), 昭和25年, 26年, 27年, 28年(1~6). Rows include ages 14, 15, 16, 17, 18 and a total row.

六、名瀬市の組合に所属する料理業及び接客婦の実態調査について

- 1、名瀬市料理店組合所属について
料理店数 三五
(全部廃業を業とするところ)
女給数 一〇四名(うち年少者二一名)
(女給とはばれたい)
2、名瀬市飲食店組合所属について
組合所属料理店数 九四
飲食店(うどんや酒なし) 一八
料理屋(惣菜) 七

小料理屋廃業を業とするもの六九名(うち女給はばれたい)
3、接客婦の実態調査
この調査は二十九年三月二日名瀬市で鹿兒島県少年室が行つたもので、接客婦との懇談会の席上で手手又は口頭で聴取したものである。当日の出席者は女給四二名(うち年少者八名)、女中二名で、出身地は大島郡内三八名(うち沖繩県選者三名)、大島郡内四名(鹿兒島県長崎県・沖繩・兵庫各一名)、家庭の職業は農業三五、その他八、無職九であった。接客婦としての経験年数は二年未満七、二年未満六名、三年未満二名、三〜五年一〇名、五年以上四名であった。両親の有無は、両親ある者一五名、父親だけある者八名、母親だけある者六名、両親のない者七名である。また、子供のいる者は一四名である。学歴は、小学校中退五、無就学一、小学校六年卒二二、高等科卒七、新制中学校卒六、旧制高等中学校卒一名である。就職の動機は家庭貧困二五、親老行つてもりで四、周旋人におすすめされて五、友達におすすめされて一、子供を養育するために七名である。現在の職業に対する気持ちについては、他の職にわたりたい者二二、借金を返すため働きたい者二一、就いてやりたい者一九、仕方なくやっていると二名である。借金については一日本復帰の際B円が三倍に増算されたが、借金をそのまゝ三借になつた。借金のない者三名、一万円以上二万四二名、二万四以上三万四二名、三万四以上四万四三名、四万四以上五万四一名、五万四以上六万四三名、六万四以上七万四一名、七万四以上八万四二名、八万四以上九万四一名、九万四以上一〇万四二名、一〇万四以上八名、となつている。稼いだ金の使途は、自分で消費している者四名、家に送っている者二七名であった。将来に対する希望については、正しい結婚に入りたい 一〇名、仕事をかわりたい 二名、子供の学費を貯めたい 六名、金をためたい 一名、家を建てたい 二名、現在のまゝでよい 一名、十八歳未満の者の雇入契約については、五か年で前借金五、〇〇〇円(B円)のもの五名、三か年で前借金三、六〇〇円(B円)のもの三名であるが、これらは日本復帰と同時に契約は無効になつたのであるが、六か月の猶予期限が本年六月二十四日で切れ、今後の処置が問題になつてきている。給与関係は、食費、居住費、衛生費は雇主負担で、給料月三〇〇円、花代二二時以後一、〇〇〇円(雇主五〇〇円)木入五〇〇円である。



# 事業場における年少労働者教育の状況

労働省婦人少年局

一、はしがき

年少労働者の教育を促進することは、労働の生産性を高め、あるいは個人としてまたは社会人としての教養を向上させる上に、極めて重要な意義をもつています。

調査の方法は、定時制高校または各種学校として学校法人の形態をとっているものについて、都道府県の所管課並びに教育委員会の資料によって把握し、さらにこれに基づいて、事業場と学校に調査票を送り回答を求めました。

しかし、右の県並びに教育委員会の資料では、学校法人と事業場との関係が判明しない場合もあつたので、事業場の教育施設が洩れなく把握されているとは限りません。また学校法人の形態をとっていないで行っている各種の教育は、調査の対象となつていません。

## 二、学校数及び生徒数

都道府県並びに同教育委員会についての調査で把握された学校数は、定時制高校一八校、各種学校二六〇校で、この学校のうち調査票の回収されたのは、定時制高校一六校、各種学校二三四校となつています。

全国の定時制高校の総数は、二八年五月現在(三、一九一校、各種学校数は五、八八八校で、事業場附属の学校数の割合はそれぞれ〇・五六%、四・四%にあつています。また労働基準法適用事業場の推定数は九八八、五二〇(二八年二月末現在)ですから、教育施設を有する事業場はわずかに〇・二八%に過ぎない状態です。

学校のある事業場を業種別にみると、定時制高校では紡織業・化学工業に多く、

第1表 教育施設を有する規模別事業場数

労働者数	定時制		各種学校		割合
	数	割合	数	割合	
50人未満	1	1	1	0.4%	
50~99人	5	5	5	2.0	
100~499	2	101	191	41.2	
500~999	3	8	38	15.2	
1,000人以上	11	92	103	41.2	
計	16	284	250	100	

第2表 生徒数

	実数		割合	
	定時制高校	各種学校	定時制高校	各種学校
男女計	2,152人	5,902人	8,054人	
	67.2%	9.8%	12.7%	
	1,047	54,468	55,515	
	33.8	90.2	87.3	
	3,199	60,370	63,569	
	100	100	100	
	5.0	95.0	100	

各種学校では紡織業が八一・六%を占めています。

事業場の規模別では労働者数一〇〇~四九九人の事業場と一〇〇人以上の事業場がそれぞれ四一・二%を占めています。

生徒数は報告のあつた学校のうち不明の四校を除いて、定時制高校三、一九九人、各種学校六〇、三七〇人で定時制高校では男が多(六七・二%)、各種学校では女が九〇・二%で圧倒的に多くなつています。

第3表 教育の種別

教育の種別	実数		割合	
	定時制	各種学校	定時制	各種学校
技術教育のみ	2	19	21	12.5
普通	7	46	53	48.8
家庭	5	26	26	11.1
技術と普通	1	16	21	8.3
技術と家庭	1	2	3	6.2
普通と家庭	1	101	102	6.2
技術と普通と家庭	1	24	24	10.3
計	16	284	260	100

各種学校で女がどのようが多いのは、紡織業に学校が多いことによるもので、すなわち各種学校生徒のうち約九〇%が紡織業で占められその大部分が女子生徒であるといふことになつています。

三、教育施設

附属教育施設が開校されたのは昭和三年から二七年が大部分で、殊に三三年には全体の四六%が開校されています。これは旧来の青年学校として存在していたものが、同年三月の青年学校の廃止に伴つて新たに定時制高校或いは各種学校として発足したからです。

教育の内容としては技術教育、普通教育、家庭教育及びこれらを適宜あわせているものがありますが、定時制高校では普通教育について技術教育に重点がおかれていますが、各種学校では普通教育とあわせて家庭教育を、あるいは家庭教育のみを内容とする学校が多数を占めています。

校舎は専用のもの八一・二%、兼用一四・八%、一部兼用四・〇%となつていて、全体の九二・六%は事業場の敷地内に設けられています。敷地外にあるものでも殆んどが事業場から一キロメートルから二キロメートル位の周辺に設けられています。

## 四、教育組織

学年の長さは、定時制高校では四年制を採用しているものが殆んどで、五年制のものも二校となつています。各種学校では六か月の短いものから四年のものまでありますが、大体三年制を採用しているものが多くなつています。そしてさらにその上に一年から三年の研究科や専修科を置いていくところもあります。

一週間の授業日数をみると、休日を除いた六日間毎日授業を行っているところが七四%で最も多く、次いで五日制が一八・八%、その他四日制・三日制・二日制をとっている所もあつます。

一週間の教育時間は二〇時間以上二〇時間未満が最も多く、定時制高校では五

第4表 一週間の授業日数と教育時間

授業日数	教育時間					不明	計	割合
	10時間未満	10時間以上	20	30	40			
4日制	1	1				1	6.8%	
5日制	7	4			1	18	6.8	
6日制					1	1	6.3	
不明						1		
計	9	4			1	2	16	
割合%	56.3	25.0			6.3	12.5	100	

授業日数	教育時間					不明	計	割合
	10時間未満	10時間以上	20	30	40			
2日制	1	1				1	0.4%	
3日制	8	2				5	2.1	
4日制	4	2				6	2.6	
5日制	21	27				48	20.6	
6日制	26	111	7	11	14	170	72.6	
不明						4	1.7	
計	54	142	8	11	14	5	234	
割合%	23.1	60.7	3.4	4.7	6.0	2.1	100	

八・八% 特殊なものとして一日中全休仕事をしないので五時間から八時間の授業を行っているところも定時制高校に二校、各種学校に二五校あります。この定時制高校は二・二学年のときは雇用契約がなく、三年に進級するときに始めて雇用契約を結ぶという方法をとっており、各種学校では将来の中堅作業員としての技術者を養成するための実習を含んだ技術教育を行っているもの(主に鉄業、造船業等)などがあります。

また労働時間と教育時間が大体半々に組まれているところが六か所、午前中授業を行い午後労働をするもの、一週のうち三日間は授業を、三日間は労働をするものもあります。

第5表 一週間の労働時間と教育時間

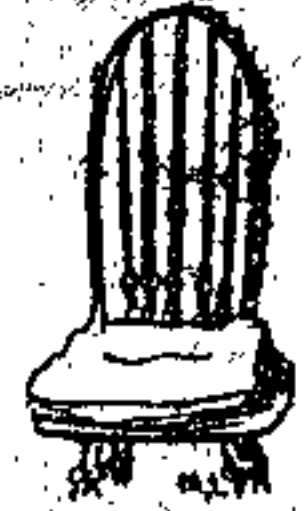
労働時間	教育時間					不明	計	割合
	10時間未満	10時間以上	20	30	40			
就労せず						1	6.3%	
20時間以上	1	1				2	12.5	
30	2	2				2	12.5	
40	2	3				5	31.3	
48時間	3	3				3	18.8	
不明	1					2	18.8	
計	9	4			1	2	16	
割合%	56.3	25.0			6.3	12.5	100	

労働時間	教育時間					不明	計	割合
	10時間未満	10時間以上	20	30	40			
就労せず						25	10.7%	
20時間以上	1	3				4	1.7	
30	6	10				17	7.3	
40	48	130	4			182	77.8	
48時間	1					5	2.5	
不明						6		
計	54	142	8	11	14	5	234	
割合%	23.1	60.7	3.4	4.7	6.0	2.1	100	



授業を受ける時刻をみると、交替制で行っているところが二三校四九・二％で最も多く、このうち二二校は紡織業です。紡織業ではその殆んどが交替制労働を行っている関係から、授業もある時は始業前のある時に終業後は交替して行われていきます。

つぎに終業後に授業を行っているところが三九・二％となっています。



安藤正子

### 労組支部長のいすから

支部長に選出されて間もなく、私は支部長の会合の席で、女は社会の知識に乏しく、社会を理解する意欲に欠けているということを指摘されました。それからまた、「酒席をいかに上手に

また、企業内労働組合の男子組合員の中には、会社の操業方針や人事の面などに参与している人たちが多く、そのような人たちは組合の中でも重要な位置を占めていますから、こういう組織の中で純粋な労働者としての運動をどのように推進めるかという事は、実にむずかしいことです。

上での男女同権を、現実の社会機構の中でどのように実現してゆくか、女性の地位の向上をどのような形で築きあげるかということ、私は今の立場から把握したいと思っています。その意味で、私は当面の組合活動の一つとして、女子組合員が知るべき意欲と、考えることの訓練をしてもらいたいと考えています。

女性という立場で私が組合の代表者に選ばれた理由は、私たちの組合の組合員が八割まで女性であるという特殊性を持つ繊維産業の中の組合だからです。

会員の身分別からいえば、私より上級に属する男性をも含めたこの組合を統括していくことは、なかなかむずかしいことです。まず監督者はいろいろな交渉の場面で煙幕を張りま

保つかということによつて、女である私の支部長としての生命の長短がきまると、手離しせずその中からいろいろのことを学びとることが「利口だ」と思

組合員の大部分の家庭は農家か中流以下の家庭ですから、この人たちがやがて帰ってゆく場所も、同僚のところ

その他昇給昇格を考慮する、将来の幹部作業員とする、成績優良な者は社費により大学に入学させるといったのが各事業場となつていきます。全般的にみると、特に各種学校の場合に卒業後の特別な待遇が殆んど考慮されていません。

八、労働組合の学校運営参加  
労働組合が学校の運営に参加し、あるいは運営に協力しているものは、定時制高校の場合には二二・五％、各種学校の場合は三六・一％で、いずれも極めて低い割合です。参加の方法としては、教育委員会を設けてそれに労組の代表が参加しているもの、連絡会議に参加するもの、社会科の時間に労組のあり方について講義を行っているもの、学園文庫に組合が補助をしているものなどです。

以上が事業場附属教育施設における教育の概要ですが、詳しいことは年少労働調査資料第二九集「事業場附属教育施設における教育の状況」及び教育施設名簿にありますので御希望の方は婦人少年局年少労働課に御照会下さい。

さらにこれを専任者と兼任者に分けてみると一般の学校に比べて兼任者が多く、殊に各種学校に著しくなっています。教職員の一週間の一人当りの平均担当時間は定時制高校では五時間未満が多く、各種学校では五時間以上九時間未満が多くなっています。一人当り担当時間の最高は定時制高校で二六時間、各種学校で三六時間のところもあります。

生徒の労働賃金をみると、定時制高校では一五一・七歳を通じて六、〇〇〇～六、九九九円が多数を占めています。年齢別に平均給与額をみると一五歳五、七四八円、一六歳五、六八五円、一七歳六、四八四円となつており一五歳と一六歳の

六、教職員について  
教職員の数は各種学校では一〇人から一四人のところが多く、定時制高校では三〇人以上のところが多くなつてい

一か月の授業料は各種学校では六〇・三％が無試験であり、定時制高校では六二・五％が一〇〇円から五〇〇円未満となつて

七、生徒について  
まず入学条件についてみると、年齢の条件としては、最低年齢は一五歳で、最高年齢については制限を設けていないものが多く、次いで二十歳未満の者として

雇用を条件とするか否かについてみると定時制高校の場合は雇用を条件としな

第6表 年齢別就学者現金給与額 (1か月平均)

給与額	定時制			各種学校		
	実数	割合	平均	実数	割合	平均
2,000~2,999	1	8.3%	7.7	1	2.1%	0.5
3,000~3,999	2	16.7%	15.4	7	3.7%	5.0
4,000~4,999	2	8.3%	7.7	12	6.0%	6.0
5,000~5,999	1	16.7%	7.7	24	12.0%	6.0
6,000~6,999	2	25.0%	23.1	66	32.7%	29.8
7,000~7,999	1	8.3%	15.4	41	20.4%	20.4
8,000~8,999	1	16.7%	23.1	16	8.0%	8.0
9,000~9,999	1	8.3%	15.4	1	0.5%	0.5
計	8	100%	100	190	100%	100
平均給与額	5,748			5,685		

第7表 卒業後の待遇

待遇	定時制		各種学校	
	実数	割合	実数	割合
特別待遇あり	7	43.7%	40	17.1%
なし	9	56.3%	194	82.9%
計	16	100%	234	100%

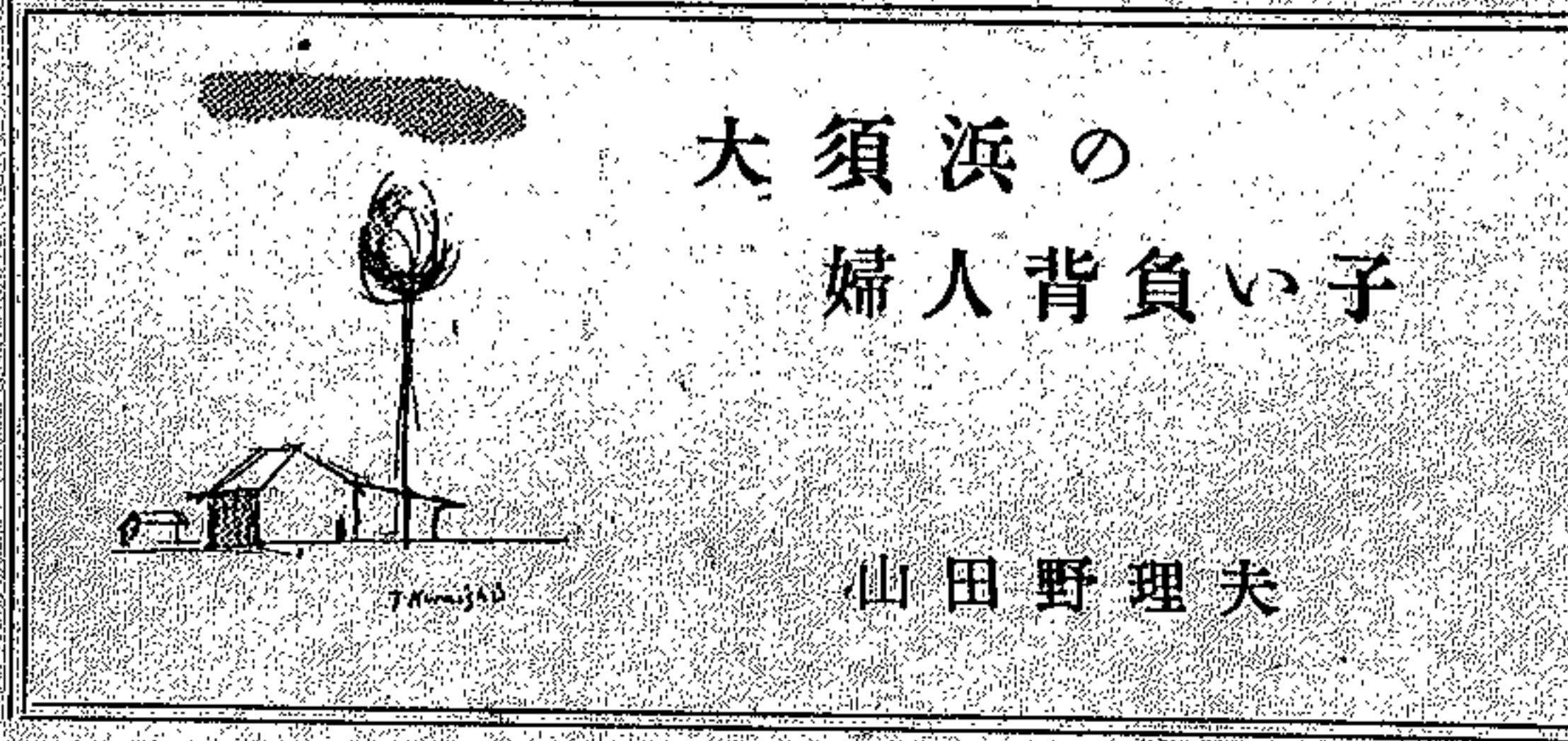
(1) 高校卒業の学歴給を  
(2) 職員賃用の資格を得  
(3) 試験の受験  
(4) 学歴給を  
各種学校では一七・一％となっています。その具体的な内容と事業場数をみますと、定時制高校では

給与額	定時制			各種学校		
	実数	割合	平均	実数	割合	平均
2,000 円未満	5	9.4%	2.1	1	0.5%	0.5
2,000~2,999	8	5.4%	3.7	7	3.7%	5.0
3,000~3,999	24	16.1%	18.2	12	6.0%	6.0
4,000~4,999	69	46.8%	34.7	24	12.0%	6.0
5,000~5,999	24	16.1%	19.5	66	32.7%	29.8
6,000~6,999	18	12.1%	17.4	41	20.4%	20.4
7,000~7,999	1	0.6%	8.4	16	8.0%	8.0
8,000~8,999	1	0.5%	7.5	1	0.5%	0.5
9,000~9,999	1	0.5%	8.0	1	0.5%	0.5
計	149	100%	100	201	100%	100
平均給与額	4,499			5,035		



この小編は、宮城県鹿野郡鹿野町（オカチ）大須浜部落における婦人背負い子についての調査の中間報告である。

太平洋岸のこの大須浜は、戸数一七八、最大家族数一七名のちいさな漁村である。しかし、漁村としても港が深く、船着場の適当なものがない。動力船の碇泊は不



# 大須浜の子背負い婦人

山田野理夫

可能に近く、僅かに海草・小魚の磯物漁業を主業としているに過ぎない。この大須浜部落は、他の四部落（羽坂、熊沢、船越、名張）とともに漁業協同組合を構成しているが、他の四部落は、海産物全部を、共同出荷する義務があるが、大須浜は、アワビ・ツツマタ以外は、個人の自由意思に従ってよい。これは、この部落の生産低位性を示している。

大須浜の大部分は、磯たて網で、地先漁業を行い、笹網（タケノミ）の制限はない。地元漁業は主として協同作業で行われ、舟に乗り込んだ人員に漁獲物を分配する。この大須浜に背負い子制度のあるのも、このためである。

低位生産のため、出稼ぎが生ずる。しかし、この部落は単なる出稼でなく、磯物漁業による背負い子として現われるのである。戸数一七八のうち九三戸に背負い子があり、その数は各戸二三人平均とみてよいであろう。次に十六戸について、その実例を紹介してみよう。

○阿部吉四郎。主人は船乗、妻は畑作（三畝）。長女背負い子。一か月に一度位帰宅。主として宮城県栗原郡下。

○小林五郎。主人船乗り。主婦。長女はわかめ・こんぶの背負い子。六年前より仙台方面へ。

○阿部正治。主人船乗り。長女。にほしわかめ・こんぶを岩手県下に行商。期間二月より十二月まで。

○阿部正夫。主人船乗り。主婦。宮城県

下橋生に六年前から背負い子。

○阿部清七。主人船乗り。長女背負い子。宮城県志田郡。石巻へ海草類を二年前より。

○阿部次郎。主人船乗り。三女。四年前より。わかめ・こんぶの背負い子。

○阿部完。主人船乗り。主婦は山形。岩手県に八年前より。背負い子。六月より十二月まで。

○阿部周蔵。四男船乗り。主婦。五月より七月まで背負い子。宮城県遠田郡。

○阿部善八。主人。長男船乗り。主婦。一か月に三、四度背負い子。十年前より近村。

○阿部綾子。主婦背負い子。年に七八回出稼。畑三畝。主として宮城県黒川郡下。

○阿部徳太郎。主人船乗り組。主婦背負い子。二月から十月までこんぶ行商。主として宮城県遠田郡。

○阿部作五郎。孫船乗り。主婦四月から八月まで。海草。かつお節を山形方面に行商。背負い子に出約二十五年。

○阿部栄之助。主人船乗り。主婦。長女。二女。仙台方面に背負い子。

○阿部千之助。主人。男長船乗り。主婦。長女は背負い子。年に一〇回位出稼して三十年になる。仙台方面。

○阿部伝助。主人。長男船乗り。主婦背負い子。わかめ等仙台方面に三十年。海草類を一月十二月まで福島方面に

行商。この婦人背負い子の行商範囲は、仙台・石巻の都市を中心として、各郡下に拡がり、県外として、岩手・秋田・福島等にも足をのぼしている。また僅か二例であるが、埼玉地方がみられるようになったのは、背負い子の競争が高まつて来たものであろうか。

一応行商範囲は決定されているようだが、仙台のような都市の場合には、この限りではないので、殆んどの背負い子が入り込むとみてよい。郡下では、水田地帯が主とされ、行商で得た金で必ず米を求めてくる。

大須浜には、一畝の水田もないからである。

この婦人背負い子の行商期間は、まもなくであるが、一年中行商に出歩いてい

るものが、六〇%を占め、他は四月より八月とか、五月より七月とか、漁業との関係において行商するものも多い。

次の詩はある詩人の作品であるが、背負い子の姿を現わしている。

北上川を舟で もう荷物は送つて  
あるのだ。  
大須浜の背負い子達は  
わかめ、にほしなど  
都市（まち）に売りに廻るのだ。  
米の値段がどんどん昇るので  
廻つても廻つても  
手が出ない。

## 売春婦の声をきいて

岐阜婦人少年室協働員

花岡ふさ子

一箱に出かけたが百合子（五歳）を殆んど無関心なのだ。隣家に頼み、午後一時、いわゆる赤線区にやると、彼女たちの賑やかな動機は、敗戦後の経済的な行商りがその大部分を占めた。

学生時代に歌舞伎座で吉原の柳屋たるおいらん姿に目をみはつたこと、社会に出てからは広島で羽田別荘での宴会の帰りの先輩の方の案内で、遊廓の中の道を素通りしただけで、度胆を抜かれた事があつただけで、全くこの世界とは縁遠か

「できれば真面目な人と結婚したい。おつた私にとっては、彼女達の告白はあま

「金持の家が毎月とりにきます」と煙草をすばふかしながら平然と云い放り、その刺戟は少々強すぎたようだ。

「友人会の仕事の関係から顔見知りの或る業者に「奥さん。御主人に参り持たせなさんなよ。」と冗談口をたかれたが、そうした言葉は少しも動かされる心配のないほど健全な私どもの夫婦関係

「ありがたく、しあわせに思つた。」

「国会でどんなに売春処罰法がやりましたと訴えた旧制高女出の者もいた。彼

「特飲術を必要としている男性たちがなんとも多し。底なしお人好しで通つて

「困の救済に、或は子どもを養育費にあて

「彼女たちの心遣は、私も堅気のもの

「彼女たちが収入を得、それを家の食

「ば胸まで泥沼に入りこまぬ中に足を洗

「彼女たちの心遣は、私も堅気のもの

「彼女たちが収入を得、それを家の食

「ば胸まで泥沼に入りこまぬ中に足を洗

「ばりつらい、仕方がない。」と語に落着いてしまつた。

「この世界へ入つたという近頃生れの某女、養育の問題と政府の大きな施策が必要であ

「一三年間も生家へは音信不通だといふことを痛感させられたわけだ。

「の口からも「楽しい。面白い。」言葉は、金を得るために母を苦しめるより致し方

「遂にきく事が出来なかつた。それだけはないと考へては彼女たちの好む客層

「か月で二十万円ため、今では料理屋を開いて実状を私ども家庭の主婦は如何に考

「いでいる例もある。ゆゆくは商売をは

「じめたいと口を揃えていふ。

「彼女たちが収入をふやすために払う努力の一隅で西部劇ごつとやまごつとをして

「力は相当なもので、多くの者は生理時で遊ぶ子どもたちをみて、私の心は痛くな

「さえ仕事を休まず、中には一日十人近くつた。そして特飲術から子どもたちを守

「もの相手をする者さへあるそうさ。貴いつた数多くの母親たちの力の結末の事例

「代償によつて得た収入の中から、子どもを改めて思い出し、それ等の人々に心か

「の養育費を月々一万円送つている者もあ

「るときいて「死んでも身は売りますせん」族が同居している限り、子供の教育上非

「と貧困と闘いながらも健康に生きてい

「未亡人が身近に多く、「女は弱し、さ

「れど母は強し。」と思ひ込んでいた私

「平常の心は、妙に落着かないものにな

## 協働員のメモ

茨木婦人少年室協働員

小林義一

「協働員はなぜかスマンしている。それが、誰かの発言に対して殊更に批判をして、よくとる感である。言葉は極めて丁寧で外交的で迫力がなく、胸襟を開いて話すが、なごりなく心語る感じが、なぜか、とりまいてのさばりあいのような感じをうけた。離れる。心の結核は望まれないような感



だから、  
 因作の村から  
 背負い子にするのだ。  
 この背負い子と背負い子との範囲は一定しているようだ。即ち行商にゆき、そのとき背負い子の端初が開かれるのである。背負い子は養子として貰われ、現在大須浜には最年長者は二十五歳(山形県より六歳のとき)、次いで二十三歳(宮城県伊具郡より三歳のとき)で、二十八名数えることが出来る。

この背負い子は、背負い子の家と、親類関係を結び、行商の宿とするのが普通のようだ。養子ノ家ヲ宿トシテ各村ニ海草ノ行商ス(米倉芳吉)嫁行商ノ宮城県柴田郡)等は一例である。都市では宿は定まり、集団として、これを根據にする。仙合では木町通の木賃宿。

行商による収益はその能力によつて当然相違があるが、年に一人五万十萬と推定される。商品の三分の一は現金。三分の一は米その他と交換。三分の一は旅費交通費と大別している模様である。一日平均徒歩四〜五里で五〜七貫の海草類を背負い子で歩く婦人労働者のこれが収入だ。

いつからこの婦人背負い子が行われるようになったか不明であるが、幕末阿部清左衛門なる者が居り、この家が前金を貸付け、婦人がそれを旅費として背負い子として行商に出たと記録されている。これが最初ではなかつたらうか。

行商する婦人の年齢は五十六歳から十七歳までが本調査によつて明らかとなつたのだが、主として、三十歳前後が多いようだ。嫁ニ来テムラ毎日行商(阿部文吉)等のように、嫁は一種の背負い子の労働力とされていることを示すようだ。この行商年数は「四十年前」よりというものが一番長く、「数年前」よりの報告の多いのは、漁村の不況を示す側面ともなる。

婦人背負い子の形態として、都市または農村を、日帰りで行商するのが多くみられる例であるが、一部落殆んどが、長期に亘り、自家労働による生産物を背負い子してある例は特異なものと思われ。

大島を中心とする伊豆の柿油は一人の資本家、または協同組合を基礎とする長期出張の婦人行商であるが、この大須浜の婦人背負い子は組合組織はなく、全く個人によるものなのである。

自家労働による背負い子の例は、他に宮城県玉造郡岩出町の竹細工の背負い子がある。次の機会にこれを調査したいと考えている。

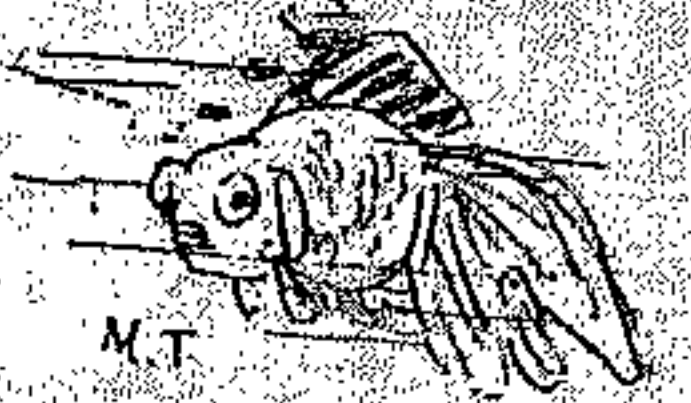
本調査に関しては、東北大学教育叢書部、田辺二郎助教授の仙学生諸君に協力頂いたことに謝意を表す。  
 (宮城県史編纂委員)

でもあつた。  
 ○婦人を、甘く見る責任者  
 ある会合で県の社会事業関係の責任者が、その会合に反対な言葉を弄し、参会者に奇異な感じを与えた。恰も自分が最も正しく誰よりも偉いもののように、得意気に哄笑し放言して憚らない。それを誰も黙々と聞いていて、注意する人がない。出席者の過半数は婦人の代表者であるが、なぜか、すまして控えている。婦人を甘くみる典型的な昔のお役人の姿を、まざまざと見せつけられて不快でもあり、司会者の立場に同情もした。

○安全管理は形式だけ？  
 安全関係の座談会で、ある大ところの勤労部長さん、曰く安全教育は充分にしています。規則もあります。唯、労働者が、協力してさえ呉れば安全です。安全管理の大家らしく胸をさらす。その工場で、婦人の被害者が多いと云う。そして、災害があつてから、安全設備をする。災害者のギセイによつて安全管理を教えられる。こうした所が、他にもないとは云いきれない。

○安全管理委員と現場のトラブル  
 現場の幹部は作業慣習に従順である。それが不安全な事であっても、災害は不注意から起るもの、未練から生ずるものとして安全管理委員の提言も、容易に無給のために退避をされているようである。受け付けないと云う。そして、災害があつた。

○協働員は傍聴人か、手伝か  
 昔からの名譽職とも思つて、落着いて長いのだらうか。会合の場合、会場の準備、接待の手伝、会務の助手等、協働員はやるべきか、やらぬでお客さんとして、傍聴人として、控えていてよいのだらうか。それがわたしたちに分らない。協働員は婦人少年局組織の一員とはいふならないのか、俸給の有無にかかわらず、仲間の一人という感じがするが、それでいふのが、協働員制度を生かすには、働かして安全委員の提言も、容易に無給のために退避をされているようである。他人行儀のようでもある。



資料室

民法に対する関心

世論調査の結果から

戦後による社会改革で最も大きな変化をうけて登場した新民法は、その後社会、経済等さまざまな面において普及し、私達の身近な問題として経験されるようになった。折角このように国民の間に浸透してきた新しい民法に対して、再び改正して旧民法にもどそうとする動きがみられるようになった。そこで今進行された世論調査を通して、特に身近な問題である婚姻、扶養、相続についての世論をみたいと思う。

ここに取上げた資料は国立世論調査所で行つた次の調査の結果によるものである。

資料一、社会教育についての世論調査  
 (昭和廿七年三月〜四月調査)  
 資料二、婦人についての世論調査  
 (昭和廿八年三月 調査)  
 資料三、老後の生活についての世論調査  
 (昭和廿八年八月〜九月調査)  
 資料四、土地相続についての世論調査  
 (昭和廿六年二月〜三月調査)

1. 婚姻について  
 これまでわが国の婚姻は特異な家の制度維持発展のために、主として当事者間の意向よりは家と家との問題として扱われがちであつた。しかし戦後は家の制度が改められ、女性の地位は男性と平等となり、婚姻の形式においても大きい変化を示している。

従来は、成年者の婚姻でも戸主の同意が必要であり、更に30歳未満の男子、25歳未満の女子は父母の同意も必要であつたのに対し、戦後は成年者の婚姻は両性の合意のみに基いて成立することになつている。又、未成年者の場合も、戦前は父母の同意は必ず必要で、父母両方ない時は後見人及び親族会の同意が必要であつたが、戦後は父母、又は父が母がある時はその同意が必要であるが、両方ない時は他の者の同意は要らなくなつてい

第1表 結婚の相手を選ぶ時 (%)

項目	総数	性別	
		男	女
家が主(本人)	18	17	20
両者が主(家)	16	15	15
両者が主(家)	64	65	62
計	8	8	8
	100	100	100

世論調査(昭和27年8月〜9月) 結婚の相手について、資

もの18%、本人が主又は本人だけの問題とするもの64%で、その中間的な考えを持つていものが15%である。年齢別に見ると、結婚適齢期と思われる男子20〜30歳代、女子16〜24歳代は他の年齢層に比べて、本人に重点をおいている率が高く、又都会地在住者は農村在住者より、未婚者は既婚者より、更に学歴の高い者は低い者より、本人に重きをおく考え方のものが多い。(資料一)

子の親に対する扶養の義務について、新民法においても従前通りはっきりと規定されているにもかかわらず、国民の相当部分が誤解しているようである。即ち、法律上、直系血縁と兄弟姉妹の間には扶養の義務があり、特別の事情があれば、家庭裁判所の審判により三親等内の親族間にも負わされることになつてい。又、扶養するものの順位、扶養を受けるものの順位は協議によつて定め、不調の時は家庭裁判所で定めることになつている。

しかし、現在一般には「子供が親を養う義務は法律で定められていない」と誤解している者が非常に多く(第二表)。

第2表 扶養の義務について (%)

項目	計	扶養の義務について (%)			
		わからぬ	思ふものない	思ふものない	思ふものある
都市部	100	11	41	48	48
市部	100	10	26	64	64
学歴別	100	16	28	61	61
小卒	100	6	48	51	51
高卒	100	6	47	48	48

老後の生活についての世論調査(昭和28年8月〜9月)

「義務がない」と思つている19%、「思ふものないがないうたう」と思つている18%を合わせた約三分の一は扶養の義務について誤つた考え方を持つてお



り、学歴の高いものにかつて「義務がない」と考えているものが多いのは、この傾向が根拠的ものであることを示している。

資料二によると、親を養う時、長男一人がめんどうをみるのがよいと考えているものは36%で、子供全部でみるのがよいという54%より少く、一方経済的に豊かな子供がみるのがよい(4%)というものもあり、従前のように必ず長男が親を養わなければならないという考えからの変化をみせている。しかし、長男夫婦が親と一緒に暮らす方がよいと考えているものは60%で、別の方がよいという20%よりずっと多くなっている。又、資料三によると親の側の考え方としても(第三表)。

夫が自立して多いのは、現在の経済事情から、別居して親に仕送りすることは困難な場合が多いことや、住居費などのために、同居することは扶養することを表わしていると考えられるためである。

一方、「親子が一緒に住むと不和になる」とか、「本来結婚した子と親とが一緒に住むのはよくない」といった理由で、別居をよいとするものがあるわけである。以上は、一般的に親子の同居別居について考えた場合であるが、自分自身の問題として考えた場合には、ほとんどすべて「82%が「子や孫と一緒に暮らした」と思っている。このように大部分の人は、老後、子や孫と一緒に暮らしたい、あるいは暮らすのが望ましいと考えている。従来、家族制度にとらわれずに、親子の別居が望ましい、又自分も実際に別居してもよい、又は別居したいと考えるものが相当数あるのは注目されることである。

第3表 親子の同居別居について(%)

一般的	自分自身
同居がよい	同居したい
別居がよい	別居でもよい
一概にいえない	別居したい
わからない	わからない
計	計
59	82
31	11
6	4
4	8
100	100

三、相続について

旧来、家を維持存続する建前から、家督相続者としての長男の地位は他のきょうだいに比べて高かったが、戦後は家督相続がなくなり、財産の均分相続が定められ、家に対する考え方や長男の地位について大きな変化があった。しかし昭和二十七年の調査によれば、第四表にみるように、長男が相続した方がよいという考え方が66%を占め、長男はたてておいた

第4表 長男の地位相続について(%)

項目	長男がよい	長男はたてておかない	計
長男がよい	26	1	66
長男はたてておかない	22	1	81
わからない	1	1	8
計	48	49	100

方がよいという意見も半数近くみられる。これを対象別にみると男女間には大きな差はないが、年齢層によつては差がみられる。すなわち、長男はたてておいた方がよいという態度は、90才以上の者の過半数を占めているが、若い世代では約三分の二が否定している。又、長男が家督を継いだ方がよいという考え方も、年齢の高い者に多く、若い層ほどこれを否定する率は高くなっている。市部比べて郡部に肯定する率が高いのは農家が多いためである。農家では、長男がついだ方がよいという考え方が77%を占めている。このように、農家において長男をたてて家を継がせることを肯定する率が高いのは、長男の封建的考え方が残っていることと、均分相続によつて農地が細分化し、経営が苦しくなることを懸念するためであると考えられる。

なお実際問題としては、均分相続による田畑の零細化は、昭和十八年までの統計の上にはあらわれていない。すなわち農林省の経営用地面積別別の農家数によれば、三反未満及び三反以上五反未満の農家数は、二五年より二七年が、さらに二七年より二八年が少くなっている。経営農地が零細化していない理由としては、しばしば問題になる相続放棄も考え

あると考えられる。

そこで、資料四によつて農家の人の均分相続に対する世論をみると、賦取りだけ別にするとか、実際問題としてできないとか、ともかく均分をよくないという意見のものが67%ある。その理由としては、農業経営の面がらという30%が最も多く、次に親兄弟の面倒をみるため(25%)、家をたぎらなければならない(20%)などの旧家族制度をもととした理由が続き、極く小さい部分(5%)であるが、先祖の財産だからという理由がみえ、根拠的「先祖伝来の田畑」に対する執着が察しられる。このように農家においては、財産すなわち田畑という考え方が強く支配していることが、財産を分けることを好まない大きな理由になっているのであるが、均分相続は必ずしも現物分割を意味するものではなく、権利分割によつて解決できるものであることを理解すれば、農地の零細化をおそれるための均分相続に対する反対意見は少くなるものと考えられる。

られるが、均分相続を現物分割によらず、権利分割によつて解決している場合もあるのではないだろうか。

ともあれ農村においても、相続の面における現行民法についての知識は、或る程度普及していることが資料四によつてうかがえる。すなわち戦後相続に関する法律がどのように変わったかについて、相

分の割合まではつきり知っているものは8%にすぎないが、賦取りだけがとるのではないことを知っているものが55%、どう変わったかは知らないが変ったこととは知っているというものが22%になつていて、合計80%の人が、とにかく戦後の法律改正で相続法が変つたことを知っているわけである。

### 民法改正をめぐる動き

現行民法、とくに第四編の親族法、第五編の相続法については従来もいろいろ問題点が指摘されてきていたが、最近になつて特に政界がこの問題をとりあげて以来、はつきり民法改正問題として登場し、これに対して各方面の意見が漸次表面化されつつある。このときにあたり、「婦人の地位」と重大な関係をもつ本問題を熟考する上の参考にするため、本問題に関する最近の動きと、各方面の注意点をとりまとめることにする。

なお以下の大部分は、新聞、雑誌等の既発表記事によるものであることを御承知願いたい。

いとの意見もあるもので、これを再検討する(二)と指摘し(二)十八年十一月朝日)、「さうらに本年三月十三日の参議院予算委員会の席上で緑風会代議士小林武治氏が「占領軍の行った財産の均等分配のため零細農家がふえていく。これを日本の実情に合うよう民法を改正する意思はないか」と質問したのに対し、大養元法相が「家族制度の問題は社会の根本問題なので、よほど慎重に考える必要がある。是正は結構だが、真中にもどしたつもりで右にゆく恐れもある。民法改正については近く法制審議会の民法部会に諮問する」と答えたことから始まつている。又、自由

これを改正し、全体として昔の家族制度を復活したい」意向をのべている(三月二十六日附朝日)。「もつともこの朝日の記事に対して、岸氏は後日、婦人公論六月号に於て「自分が述べたのは、日本の伝統や習慣、国情にふさわしい」家のあり方がどうしても必要であるという意味で、その「家」は、昔のようなものではなく、封建的でも非民主的でもないものをさしている」と釈明している。この岸氏の講演に対する政界及び学者の意見をあげてみると、

小林武治氏「均分相続で財産が小さく分散するため、残された老人や子供を誰もみてやれず、社会保障も貧弱で問題がある。とくに農村では問題が大きい。もつともとまつて財産が相続され、相続人が扶養する人の面倒をしっかりと見るよう改めるべきで、これは憲法を改正しないでもできると思う。

青木氏(自由党憲法改正調査会副会長)「調査会はまだ満足したばかりだから結論はまずと先になるが、委員の中にも家族制度復活論者は少なくない。今の個人主義的な家の制度は、国家の觀念を余りに軽視している。予算委員会の小林君の質問にはまづたく賛成である。

法制局「この規定(憲法二四条第二項)は日本の実情に適さないとの意見もあるので再検討する。

最近、民法改正問題が表面化したのは、昨年十二月内閣法制局が憲法改正の問題点として、旧来の家の制度を廃止した第二十四条第三項は、日本の実情に適した

の意見は批判的である。

輔嗣信成氏(東大名誉教授)「現行民法の規定は家族関係の民主的方針を示したもので、これを改正して家長権を復活し、家長のために家族の政治的意識まで左右されるようになれば非常に危険なことだ。

川島武宜氏(東大教授)「家族制度の強化は軍国主義と結びつく。農地の細分化というが、実際には家族の美しいゆすり合いの精神で家が相続されているので、古い民法の家など復活する必要はない。

(以上三月二十六日附朝日朝刊)

金森徳次郎氏(国会図書館長)「新民法は、法律にゆきすぎがあつて、がんめいな戸主権はなくなつたが、家族制度自体はこれだけではない。相続問題に大きな変化があるだけで親が子供を養育し、子が親の扶養義務をもつのは当然で、実際に家族生活はよくやつていられるようにできている(五月十五日附中央婦人新聞)

又、三月三〇日の参議院予算委員会における右社代議士加藤ツズエ氏の「政府は民法を改正して家族制度の復活を考えたいか、どうゆうことは女性の幸福のためにどう考えるか」の質問に対し、前方副総理は「女のこととはわからないが、民法改正は今このところ考えていないが、法制審議会の民法部会にかけて研究する」と答えており、大養元法相は「農家相続







第1表 原因別、業種別、死傷災害件数

Table with columns for Cause (A-D), Industry (Manufacturing, Mining, Transport, Construction), and Age Group (Young, Adult, Total). Rows include Power transport accidents, Work accidents, Special danger accidents, and Miscellaneous causes.

第2表 原因別、業種別(製造工業)死傷災害件数(年少者)(昭和28年度)

Detailed table for young workers in manufacturing industries, listing causes like power transport, work accidents, special dangers, and miscellaneous causes across various sub-industries like metal processing, machinery, and chemicals.

業種別、程度別、死傷災害件数(昭和28年度)

Table showing the number of deaths and injuries by industry and severity (8 days or more vs. less than 8 days), including percentages.

第4表 原因別、死亡件数(年少者)(昭和28年度)

Table detailing the number of deaths by specific cause (A-D) and sub-cause (e.g., power transport, work accidents, special dangers, miscellaneous).

(昭和28年度)

Table showing the number of deaths and injuries by industry (Goods handling, Forestry, Other, Total) and age group (Young, Adult, Total).

注) 1. 労働基準法第八條第二号中鉱山採炭法の適用をうける工場、事業場を除く。 2. 業種別の負担及び疾病並びに業種上の疾病中、妊婦、胎中毒等第五期日の明らかでない職業性疾患又は中毒及び急性疾患は含まれない。

年少労働者の労働災害

Main text analysis of labor accidents for young workers. Discusses causes, industry trends (e.g., metal industry, machinery), and the impact of the Labor Standards Act. Includes statistics on deaths and injuries by industry and severity.









# 婦人の技能者養成の現状

我が国における技能者養成は量質両面に亘つて非常な発展を遂げました。今後は尚技能者養成制度が普及し浸透することが期待されます。

労働省労働基準局技能課調査の技能者養成状況によりますと、技能養成工の数は昭和二十三年一月一日現在では一、九六八人でしたが、昭和二十四年一月一日には二、三九九人、昭和二十五年一月一日には八、二七五人、昭和二十六年一月一日には二六、七二九人、昭和二十七年一月一日には五〇、〇二二人、昭和二十八年一月一日には六四、一三五五人と逐年増大してきております。技能者養成実施事業場も二七、五〇五に達して

## 婦人と年少者

右の様な技能者養成制度の発展は、反面から言えば、我が国における経済の回復の著しい事の証拠であります。何故なら技能者養成は、企業に経営の面からも又資力の面からも余裕の生ずる事が必要だからであります。併し一面企業の公正競争の面から技能の向上が特に要望されたる事が技能者養成の発展に与つて力がつたのであります。

技能養成工

職種	婦人	男子	計	男子に対する割合
洋服工	1,741	12,707	14,448	13.7%
洋裁工	1,528	0	1,528	∞
染色工	11	1,658	1,669	0.7%
織機工	31	1,511	1,542	2.1
手織工	18	204	222	8.8
織機研工	4	125	129	3.2
化学器械工	3	87	40	8.1
計測器械工	2	73	75	2.7
機械工	4	4,881	4,885	0.1
製針工	9	12	21	75.0
特殊製管工	1	26	27	3.8
肉燃自動車工	1	1,368	1,364	0.1
陶器工	2	354	356	0.5
パン工	32	5,622	5,654	0.6
印刷工	3	176	179	1.7
計	8,410	29,110	37,520	17.7

1. 上記の表は昭和28年12月末現在である。  
2. 男子養成工の数は労働省労働基準局技能課調査に拠り婦人少年室の調査結果に拠つた。

業種別に見ると十六職種の内訳は繊維関係五職種、精密機械関係三職種、機械関係二職種、電気関係一職種、車輛関係一職種、工業関係一職種その他三職種となつて居り、繊維関係が圧倒的に多くなつて居ります。

職種の内容を見ると、今のところ婦人の技能者養成としては婦人に適しているものが殆んどありませんが、婦人の技能者養成は今後もつとむろく伸びるべきだと思われれます。

技能者養成工について婦人の男子に対する割合を見ると、洋裁工はその職種の性質上婦人が全部を占めており製針工が七五%を占めている他、他の職種は僅か

都道府県別の婦人の技能養成工の数は、北海道・東京・岩手に多く、栃木・神奈川・富山・石川・滋賀・静岡・三重・和歌山・愛媛・宮崎には見受けられません。

以上の如く婦人の技能者養成は活況には行われていませんが、その理由としては、労働基準法に記されている婦人に対する就業制限規定並びに保護規定の影響、婦人の職場の偏在、即ち商業部門、事務部門等に多く工業部門に少い事、及び婦人の勤続年数の短かい事、従つて使用者が婦人の技能者養成に対し気楽と思われれること等が考えられます。

## 7月の婦人界の動き

### 七月の婦人界の動き

このほど松山地方局長から「同県内駅前広場で全日本婦人団体連合会主催の「国会解散要求婦人大演説会」が開かれ、サラリーマン、オフィスガール等約三百名の職衆を前に、婦人団体の代表を始め、松岡洋子、高田なお子、佐多稲子、史らが婦人の立場からそれぞれ訴えた。

八日 最近新橋のカフエー、キャバレーの客引きなど風俗取締法違反行為が目についたので、愛宕署では関係業者を集め自衛を要望すると共に今後徹底的な取締りを行うについて協力を依頼した。

九日 読売湯川奨学資金第八回交付者十三名が決定、これら青年学徒中、女性和恵氏が選出された。

九日 在日米軍当局が「今月中に北海道の米駐留軍を撤退する」と発表したが、これに関連して千歳等基地廃棄で問題となつて居る地域は注目をされている。

十五日 公明選挙連盟では、同盟主催で協賛会を開き、全国四一団体（うち婦人団体七）参加のもとに、何とかして次の臨時国会で選挙法を改正し、連座制を強化しようということについて協議を行った。

十六日 今まで各地、各団体でバラバラに展開されていた原水爆禁止運動を統合して、全国民の署名運動により世界に訴えようと、大内兵衛氏ら学会、社会事業、婦人、宗教等の各団体の長老が発起

七日 日教組婦人部では東京目白うす荘で、「全国婦人部長会議」を開き、教師の代表約五〇名と共に、直面する問題についての討議を行ったが、なかでも「産休補助教員設置法制化の促進」について、真剣な話し合いがなされ、産休のとりくみ、如何に産休が必要かの現状につき、各代表者から多くの具体例や

八日 汚職内閣退陣せよ、国会即断せよと、大内兵衛氏ら学会、社会事業、婦人、宗教等の各団体の長老が発起

七日 日教組婦人部では東京目白うす荘で、「全国婦人部長会議」を開き、教師の代表約五〇名と共に、直面する問題についての討議を行ったが、なかでも「産休補助教員設置法制化の促進」について、真剣な話し合いがなされ、産休のとりくみ、如何に産休が必要かの現状につき、各代表者から多くの具体例や

八日 汚職内閣退陣せよ、国会即断せよと、大内兵衛氏ら学会、社会事業、婦人、宗教等の各団体の長老が発起

### 農村婦人の生活をたかめるための啓蒙活動について

労働省婦人少年局婦人課では、今年度の活動目標を、婦人の経済活動を高めることにおいてありますが、今度、次のような要領で、農村婦人を対象として、この問題をとりあげることにいたしました。

農村婦人は生産者として、家事担当者として重要な経済活動を行つて居るにもかかわらず、その地位はきわめて低いので、農村婦人の経済生活を検討して、その向上を促進するに、家庭や社会がこのことに対して認識を高めるように啓蒙するのが、この運動の目的です。

一、期間 昭和二十九年八月一日―九月三十日

二、対象 全国の農村男女（特に若い年齢層に重点をおく）

三、重点

- 農村婦人の経済活動を検討すること、家庭や社会のその活動に対する認識をたかめる。
- 農村婦人の経済生活の向上を促進する。

四、方法

- 懇談会の開催
- 各都道府県の婦人少年室が主催する
- 関係機関への協力依頼
- 農林省関係主務課、農業協同組合、農



人となつて、原水禁止署名運動全国協  
 二四日 日本看護協会の改組にともな  
 二九日 婦人民主クラブは、農林省食  
 糧会(仮称)の結成準備会を参議院会館  
 臨時総会が東京大学講堂で開かれた。連中  
 臨時停止と四月二十四日入荷の黄粟米混  
 合米の供給を拒否する旨の抗議文を  
 提出した。

二〇日 法務省は法務省会館で、家  
 族法改正案の審議を再開し、小委員  
 会を互選、小委員を選任し、今夜の審  
 議は、田辺繁子氏より今までの経過に  
 関して報告があり、各団体に於てこの  
 問題を取り扱ってきたか、報告があ  
 り、第一回の準備会が東京丸の内  
 二〇日 婦人経済連盟は創立五週年  
 を迎え、東京文京区椿山荘で祝賀会を  
 開いた。(当初十六名で創立、現在では  
 八名の会員をもつ)

二〇日 各県青年団主事の最初の研  
 究が入つていないのを不満とし、法  
 務省に等取締りに関する法律の制定に  
 関して、第四回青年協会で可決決定  
 した。青年団主体の確立が年計画の具  
 体的な進め方、二九年度事業執行の連  
 等について話し合ひがなされた。

二二日 改進黨衆議院議員山下清江氏  
 は保守新党問題を推進するため同党を離  
 党し無所属にはいった。

二二日 中民民主婦人連合会会長  
 嶋女史から全日本婦人団体連合会平塚  
 嶋女史から全日本婦人団体連合会平塚  
 嶋女史から全日本婦人団体連合会平塚  
 嶋女史から全日本婦人団体連合会平塚

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配  
 給問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

二八日 改進黨婦人部は参院選で  
 なお、総会の要請として「黄粟米の配  
 給を絶対止める」「輸入外米の厳重な  
 検査を要請する手交した。

三十一日 全日本婦人団体連合会  
 例総会が参議院会館で開かれ、加藤三  
 三の代表が出席し、黄粟米配給問題  
 について協議した結果、配給反対を確  
 固の代表約百名が出席、黄粟米配給  
 問題の代表約百名が出席、黄粟米配

村地域の婦人団体、青年団体及び文化  
 団体等  
 (一) 和道機関による宣伝  
 (二) コーフレット  
 (三) 農産生活層  
 コーフレットの活用  
 リフレット「明るくたのしい生活」  
 「農家の婦人へ」  
 「幻燈「明日は晴れ」」「兄弟の結婚」  
 「紙芝居「民主の村」」  
 婦人関係資料シリーズ  
 参考資料第二十号「現下の農村問題」  
 一般資料第十六号「農村婦人問題」  
 統計資料第三号「農村婦人問題統計資  
 料」  
 一般資料第二号「中央婦人問題協議  
 村委員会」  
 調査資料第七号「農村婦人の生活」  
 調査資料第十号「農村生活をたかめ  
 るための演劇脚本」  
 ふたごの婦人問題」全国婦人会議記  
 録  
 全国婦人会議要録」第六回婦人週開

北海道 富尾 直治  
 山形 武田 ソミ  
 栃木 池田 忠  
 群馬 阿久津 登  
 埼玉 菊地 林  
 新潟 前井 新一  
 神奈川 浅賀 政治  
 東京 佐藤 隆夫  
 千葉 中野 剛夫  
 茨城 長谷川 フサ  
 鹿嶋島

婦人少年室協賛員追加氏名  
 (一九五七年七月)

とらんにになりましたか  
 婦人関係資料シリーズ  
 調査資料 No.14  
 全国の女世帯(第三次女世帯の生活  
 実態調査結果報告)  
 調査資料 No.13  
 中小工場労働者家族の生活  
 児童の使用には許可を、年少者の使用  
 リフレット No.8  
 一九五四年七月  
 リフレット No.6  
 あなたの安全のために  
 パンフレット  
 働く婦人の安全管理について  
 婦人労働問題研究会議記録  
 労働省婦人少年局編  
 産業労働福利協会発行  
 六八頁 定価 一〇〇円

昭和二十九年八月一日 印刷  
 昭和二十九年八月五日 発行

婦人と年少者 第二巻  
 第八号  
 定価 五十円  
 編集人 久米 愛子  
 発行人 平林 たい子  
 印刷人 石井 完一  
 東京都新宿区山吹町三〇五  
 東京都千代田区大手町一丁目七  
 発行所 婦人少年協会  
 電話九ノ内(三) 一六二二五  
 四七二八  
 振替口座東京一〇七九一四

労働生活、楽しい宿舎を——と願  
 放、暖房装置、調理場の拡張、食堂が寄  
 会終了後はそのまま、直ちに近江絹糸  
 日、十九日の二日間にわたって、宇治山  
 田市の伊勢会館で第三回宿舎自治会代  
 表者全国大会を開いて、宿舎の民主化  
 を促すさまざまな問題について討議し  
 ました。全国から集まった代議員、オ  
 ーザーとの連けいのもとに簡素化し、  
 第一日は本部報告をまとめたのち、各  
 その概要は次のとおり。

第一分科会 宿舎に於ける冬季対策  
 第七分科会 食費改善について(中国)  
 ある点が強調されました。

第九分科会 自治会と組合の連繫強  
 化  
 自治活動の限界の認識、相互  
 連けい機関の推進などが論議され、自  
 治会と組合が会予算の確立、定例会議  
 の開催、自治役員への進出があげられ  
 た。

第二分科会 労働強化と生活環境  
 改善  
 労働強化と生活環境改善の  
 関係が論議され、労働強化と生活環  
 境改善の相互関係が強調された。

第三分科会 宿舎施設の改善促進  
 宿舎施設の改善促進に  
 われましたが、特に第二分科会と第三  
 分科会について議論が集中されました。

第四分科会 宿舎施設  
 の改善促進  
 宿舎施設の改善促進に  
 われましたが、特に第二分科会と第三  
 分科会について議論が集中されました。

第五分科会 自治会と組合の連繫強  
 化  
 自治活動の限界の認識、相互  
 連けい機関の推進などが論議され、自  
 治会と組合が会予算の確立、定例会議  
 の開催、自治役員への進出があげられ  
 た。

第六分科会 労働強化と生活環境  
 改善  
 労働強化と生活環境改善の  
 関係が論議され、労働強化と生活環  
 境改善の相互関係が強調された。

第七分科会 宿舎に於ける冬季対策  
 第七分科会 食費改善について(中国)  
 ある点が強調されました。

第八分科会 宿舎施設の改善促進  
 宿舎施設の改善促進に  
 われましたが、特に第二分科会と第三  
 分科会について議論が集中されました。

第九分科会 自治会と組合の連繫強  
 化  
 自治活動の限界の認識、相互  
 連けい機関の推進などが論議され、自  
 治会と組合が会予算の確立、定例会議  
 の開催、自治役員への進出があげられ  
 た。

第十分科会 労働強化と生活環境  
 改善  
 労働強化と生活環境改善の  
 関係が論議され、労働強化と生活環  
 境改善の相互関係が強調された。

第十一分科会 宿舎に於ける冬季対策  
 第十一分科会 食費改善について(中国)  
 ある点が強調されました。

第十二分科会 宿舎施設の改善促進  
 宿舎施設の改善促進に  
 われましたが、特に第二分科会と第三  
 分科会について議論が集中されました。



英 語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

— 大学受験各科 —

— 英・独・仏・スペイン・中国語 —

高田外語

国電 山手線 高田馬場 駅前

東京都新宿区諏訪町243

昭和二十六年八月二十日発行

大人と少年共

第八号

定価五〇円

（送料別）